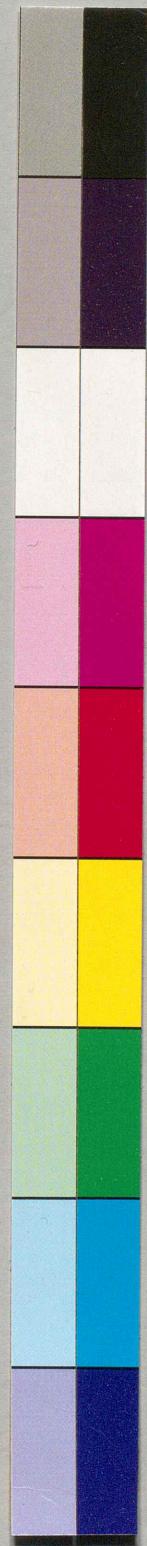


6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8

80
1
2
3
4
5
6
7
8
9 190 1
2
3
4
5
6
7
8
9 20 1





学 生 便 覧

昭和三十一年度





志賀高原 ヒュッテ
(長野県下高井郡山内町字八幡)

ジョンソン
研究センター 氏寄贈

校 歌

みかすく
みもひがみもなじかせん
まえびのきちもかくこそあり二ヶ一九

学 歌 詞
び の 玉 み
か く こ も も が
こ そ 有 な づ
け れ れ ん ば

昭和三十一年度行事予定（学生関係）

前期時間割発表	四月十五日（日）
授業開始	四月十六日（月）
入学式	同 日
入學指導導	四月十七・八日（火・水）
就職指導（四年生）	五月上旬
定期身体検査	五月中旬
遠足	五月下旬
球技大会	六月
高校及び中学観察参加（四年生）	五月二十一日（月）～六月二十日（水）
第一期教育実習（四年生）	七月四日（水）～七月十八日（水）
夏期休業	七月十一日（水）～九月十日（月）
第二期教育実習	九月三日（月）～十七日（月）
前期試験	十月三日（水）～九日（火）
前期休業	十月十日（水）～二十日（土）
後期時間割発表	十月二十日（土）
後期授業開始	十一月（月）
徽音祭（体育祭・文化祭）	十一月二十二日（月）

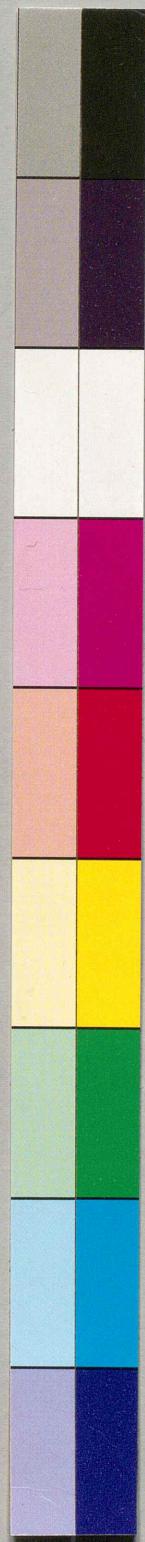
開學記念日
冬一期休業
四年試験(専攻科も含む)
三年以下試験
卒業者決定
卒業式

十一月二十九日(木)
十二月二十五日(火)・一月七日(月)
二月六日(水)・十二日(火)
二月二十日(水)・二十六日(火)
二月二十七日(水)
三月十五日(金)

時限	授業時間
1	8.30
2	9.20
3	10.10
4	10.20
5	11.10
6	12.00
7	13.10
8	14.00
	14.50
	15.00
	15.50
	15.50
	16.40

目次

- 一、沿革及び組織の概要
- 二、学則
- 三、学部規程
- 四、専攻科規程
- 五、研究生・聽講生に関する規程
- 六、学部履修規程
- 七、各学部学科課程
- 八、教育職員免許状取得について
- 九、附属図書館規程抜萃
- 十、学生生活関係
- 学部事務室取扱事項について
- 補導機構・補導委員組織・学生委員会規程・寮務委員会規程
- 自治活動・学生準則・課外活動班・お茶の水女子大学学生集会所使用内規
- 学生部及びその取扱事項・授業料減免内規
- 日本育英会の奨学金制度について・お茶の水女子大学学生部学資金貸付内規
- 学寮規程・食堂運営委員会規程・医局規程



十一、諸願・諸届書式
十二、教官名簿
附 建物・配置図

別冊

- 一、昭和卅一年度開講科目
- 二、昭和卅一年度授業時間割（一般教育関係）

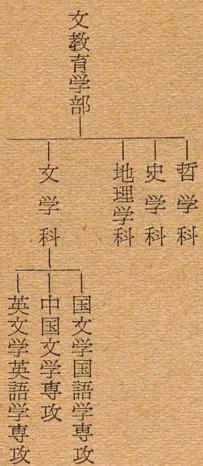
二五四

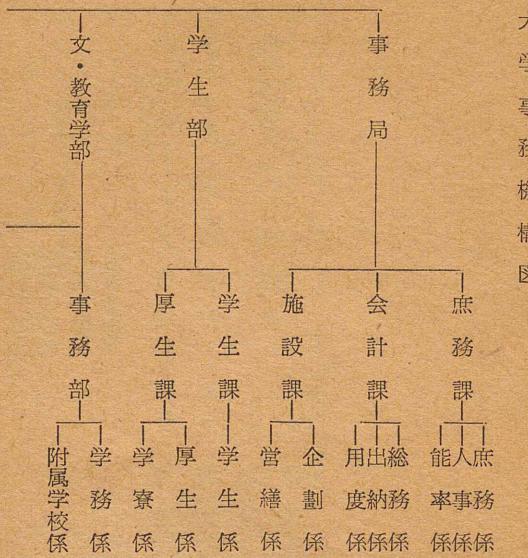
一、沿革及び組織の概要

本学は、明治七年東京本郷お茶の水のほとりに東京女子師範として創立され、その後幾星霜を経て東京女高師となり、大正十二年震災により校舎は焼失したが、昭和十年に現在の地大塚に新築され移転を完了した。

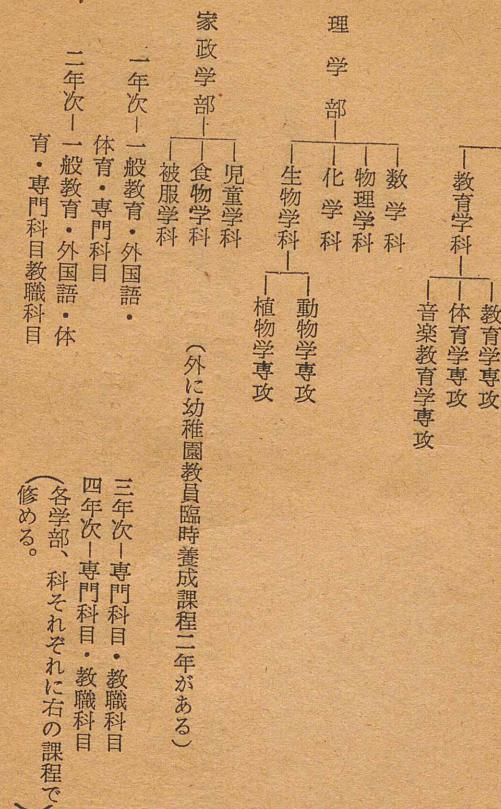
昭和二十四年五月三十一日法律第五十号（国立学校設置法）公布により、国立お茶の水女子大学となり、文、理家政の三学部が設立され、ついで翌二十五年三月三十一日法律第五十一号により国立学校設置法の一部が改正され、現在の文教育学部、理学部、家政学部となつた。

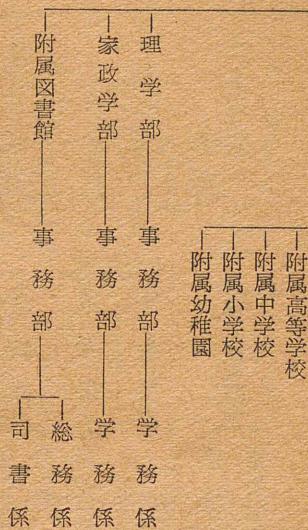
大学教育機構図





三





二、お茶の水女子大学學則

第一章 総則

第一節 目的

第一条 本学は広く知識を授け、深く専門の技術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、以て社会の諸分野における有為にして、教養高き女子を養成し併せて文化の進展に寄与するを目的とする。

第二節 構成

第二条 本学に左の学部を置く。

家政学部

文教育学部

第三条 本学に附属図書館を置く。

第四条 文教育学部に左の附属学校を置く。

附属学校に関する規程は別にこれを定める。

附属高等学校

附属中学校

附属小学校

附属幼稚園

第三節 職員組織及び職務

第五条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第六条 2 職員の職務に關しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。各学部長はその学部に關する事項を掌理する。

4 3 附屬図書館長は附屬図書館に關する事項を掌理する。

4 附屬学校の長はその附屬学校に關する事項を掌理する。

第四節 会議

第七条 本学に評議会を置く。

評議会に關する規程は別にこれを定める。

第八条 各学部に教授会を置く。

教授会に關する規程は別にこれを定める。

第九条 本学に学生委員会を置く。

学生委員会に關する規程は別にこれを定める。

第二章 学部通則

第一節 修業年限課程及び履修方法

第十条 2 各学部修業年限は四年とする。

在学期間は八年を超えることができない。

第十二条 本学の学科課程は、一般教育課程、専門課程及び体育とし、学科目及びその単位数は各学部規程の定めるところによる。

一般教育科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上、体育四単位以上、合計百二十四単位以上。

第十三条 教育職員免許状を取得するためには、前条単位の履修にあたり、免許法規の規定する方法により教職科目を選択修得しなければならない。

第十四条 履修方法単位の修得試験等に關する細則は各学部履修規程の定めるところによる。

第二節 卒業及び学士称号

第十五条 学部に四年以上在學し、定められた科目及び単位数を履修した者は卒業者とし

てこれに卒業証書を授与する。

2 転学者及び編入学者の学業については別にこれを定める。

第十六条 卒業者は左の区別に従つて学士と称することができる。

文教育学部 文学士又は教育学士

理学部 理学士

家政学部 家政学士

第三節 学年、学期及び休業日

第十七条 学年は四月一日に始り翌年三月卅一日に終る。

第十八条 学年を分けて左の二学期とする。

前学期 四月一日より十月廿日まで

後学期 十月廿一日より翌年三月卅一日まで

第十九条 学年中の定期休業日を左の通りとする。

一、国民の祝日

十一月廿九日

二、創立記念日

十一月廿九日

三、日曜日

四月一日より四月七日まで

四、春季休業

七月十一日より九月十日まで

五、夏季休業

十二月廿五日より翌年一月七日まで

第四節 入学、退学、休学、転学及び編入学

第二十条 入学の時期は毎学年の始めより三十日以内とする。

第二十一条 入学資格は学校教育法第五十六条及び学校教育法施行規則第六十九条の規程により左の各号の一に該当する女子でなければならない。

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による十二年の学校教育を終了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者

三、外国に於て学校教育に於ける十二年の課程を終了した者

四、文部大臣の指定した者

五、その他本学において相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第二十二条 入学者は入学志望者について、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上學長がこれを許可する。

第二十三条 左の各号の上に該当する者は前三条の規程にからわらず入学を許可することがある。

一、一部を卒えた者で更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者

二、退学したもので更に同一の学部に入学を志願する者

三、他の大学の学部を卒えた者

第二十四条 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓をしなければならない理由

なくして宣誓しない者は入学を取消す。

第廿五条 退学を希望するものはその理由を具して学長に願出で許可を受けなければならぬ。

第廿六条 一度退学したもののが復学を願出した場合は審査の上これを許可することができる。

第廿七条 次の各号の一に該当するときは学長は諭旨退学をさせ又は除籍することができる。

一、正当の理由がなくて出席が常でない者

二、病氣その他の事由によつて成業の見込がないと認められた者

三、許可がなくて授業料を怠納し又は延期期限が経過してもこれを納めない者

第廿八条 病氣その他の事由により引続いて二ヶ月以上修学することができないときは事由を具して学長に願出でその許可を得て休学することができる。

2 休学の期間はその学年末までとする。但し特別の事情があるときは引続き休学を願

出することができる。

3 休学は通算して四年を超えてはならない。

4 休学期間は在学期間に算えない。

5 休学期間中にその事由がやんだときは学長の許可を得て出席することができる。

第廿九条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある場合に限り審査の上入学させることができる。

2 前項の場合入学願書には現に在学する大学の学長の承認を得なければならない。

第三十条 本学から他の大学に転学しようとするものは学長の承認を得なければならぬ。
い。

第卅一条 編入学を志望するものがあるときは第廿九条を準用する。

第五節 検定料、入学校、授業料及び寄宿料

第卅二条 入学を志願する者は入学願書に添えて検定料四〇〇円を納めなければならぬ。

い。

第卅三条 入学料は四〇〇円とし指定の期日までに納めなければならない。入学料を納め

ない者は入学許可を取消す。

第卅四条 授業料は年額六〇〇〇円とし左の二期に分けて納めなければならない。

第一期 三〇〇〇円 前学期 始業日から十日間

第二期 三〇〇〇円 後学期 始業日から十日間

第卅五条 寄宿料は年額一二〇〇〇円とし二期に分ち、授業料と共に六〇〇円を納めなけれ

ばならない。

第卅六条 納付期日前に休学及び退学の許可を得た者の授業料及び寄宿料は月割とし各十

二分の一額を納める。

第卅七条 一度納めた検定料入学料授業料及び寄宿料はどのような場合でもこれを返さない。

い。

第卅八条 授業料又は寄宿料を二期に納めることが困難な者に対しては、本人の願出によ

り学長はその徴収を猶予し又は分納を許可することがある。

徴収を猶予又は分納に関する規定は別にこれを定める。

第卅九条 学費の支弁が極めて困難なため授業料の減免を受けようとする者があるときは

学長はこれを減免することがある。

減免に関する規程は別にこれを定める。

第四十条 休学期間中の授業料は徴収しない。

第四十一条 停学を命ぜられた期間中の授業料はこれを徴収する。

第六節 専攻科、専攻生課程

第四十二条 本学に文教育学専攻科・家政学専攻科を置く。

文教育学専攻科・家政学専攻科に関する規程は別にこれを定める。

第四十三条 本学に専攻生課程を置く。

専攻生課程に関する規程は、別にこれを定める。

第七節 聽講生、委託生、研究生、及び外国人特別学生

第四十四条 本学の定める課程の一部を選んで聽講しようとする者があるときは、学生的

學習を妨げない場合に限り選考の上聽講生として入学を許可することがある。

第四十五条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託願出があるときは学生の學習を妨げない場合に限り選考の上委託生として入学を許可することがある。

る。

第四十六条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは選考の上研

究生として入学を許可することがある。

第四十七条 外国人で入学しようとする者があるときは選考の上、外国人特別学生として

入学を許可することがある。

第四十八条 聽講生、委託生、研究生及び外国人特別学生に関する規定は別にこれを定める。

第八節 公開講座及び通信教育

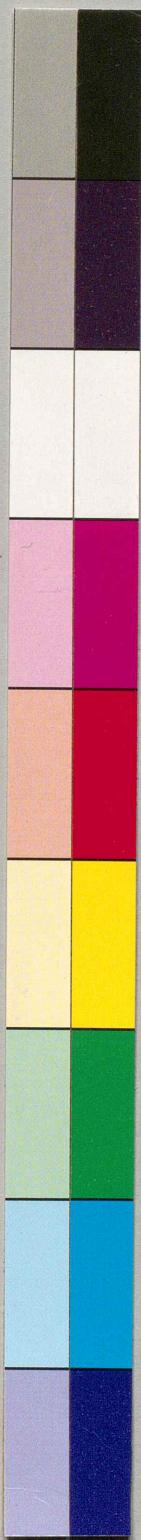
第九節 賞罰

第四十九条 公開講座及び通信教育は社会人の教養を高めるため適時これを行う。

第五十条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは教授会の議を経て学長はこれを表彰することがある。

第五十一条 学生が学校の秩序を乱しその他学生の本分に反したときは教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

懲戒は戒告停学及び退学とする。



第十節 寄宿舎及び学生保健施設

第五十二条 本学に寄宿舎を附設し学生の勉学及び生活の指導に資する。

寄宿舎に関する規定は別にこれを定める。

第五十三条 本学に医局を附設し厚生の保健に資する。

医局に関する規程は別にこれを定める。

附 則

この改正は昭和廿五年十二月廿日よりこれを施行する。

削除

三、学部規程

文教育学部規程

第一節 学科、講座及び学生定員

第一条 本学部に左の学科及び講座を置く。

哲学科

第一講座

史学科

第一講座

第二講座

第三講座

地理学科

第一講座

第二講座

第三講座

国文学科

第一講座

日本史学
東洋史学
西洋史学

人文地理学
自然地理学

国文学、国語学専攻
古代国文学

第二講座	近代国文学
第三講座	国語学
第一講座	中国文学専攻
英文学、英語学専攻	中国文学
第一講座	英文
第二講座	英語学
教育学科	
教育学専攻	
第一講座	教育学、教育史
第二講座	教育心理学
第三講座	教育社会学、教育行政
第四講座	教育課程、教育方法
体育学専攻	
第一講座	体育学
第二講座	健康教育学
音樂教育学専攻	
第一講座	音樂学
第二講座	音樂教育学

第二条 本学部の学生定員は左の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲學学科	一〇名	四〇名
史學学科	一五名	六〇名
地理學学科	一二名	四八名
文學学科	四五名	一八〇名
	(国文学国語学専攻二五名・中国文学専攻五名・英文学英語学専攻一五名)	
教育学科	四七名	一八八名
	(教育学専攻二〇名・体育学専攻五名・音樂教育学専攻一二名)	
計	一二九名	五一六名

第一条 本学部に於ける学科課程及び履修単位

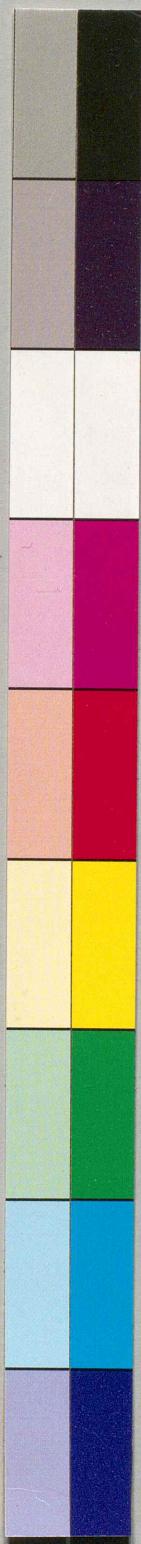
第三条 本学部に於ける学科課程は別表に示す。

第四条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

理学部規程

第一節 学科、講座及び学生定員

第一条 本学部に左の学科及び講座を置く。



數學科	第一講座	解析學第一
物理學科	第二講座	解析學第二
第一講座	第三講座	代數學
第二講座	第四講座	幾何學
化學科	第一講座	力學
	第二講座	電磁學、光学
	第三講座	量子力学
	第四講座	原子、原子核物理学
生物學科	第一講座	物理化學
動物學專攻	第二講座	無機化學、分析化學
	第三講座	有機化學
	第四講座	生物化學

生物學科
動物學專攻
第一講座
第二講座

動物形態學
動物生理學、動物生態學

植物學專攻
第一講座
第二講座
共通講座
遺傳學
本學部の學生定員は左の通りである。
每年度入学定員

學科別	每年度入学定員	計
數學科	一五名	六〇名
物理學科	一二名	四八名
化學科	一二名	四八名
生物學科	二〇名	八〇名
(動物學專攻)	一〇名	一〇名
計	五九名	二三六名

家政學部規程

第一節 學科、講座及び學生定員

第三条 本學部に於ける学科課程は別に示す。

第四条 本學部の履修に関する規程は別にこれを定める。

第一条 本学部に左の学科及び講座を置く。

児童学科
第一講座 児童教養

第二講座 児童保健

食物学科
第一講座 食品学

被服学科
第一講座 被服科学

第二講座 被服構成

家政学部共通講座 家族経済学、一般家政

第二条 本学部の学生定員は左の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
児童学科	一八名	七二名
食物学科	一八名	七二名
被服学科	一九名	七六名
計	五五名	一九〇名

第三条 本学部における学科課程及び履修単位

第四条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

四、専攻科、専攻生規程

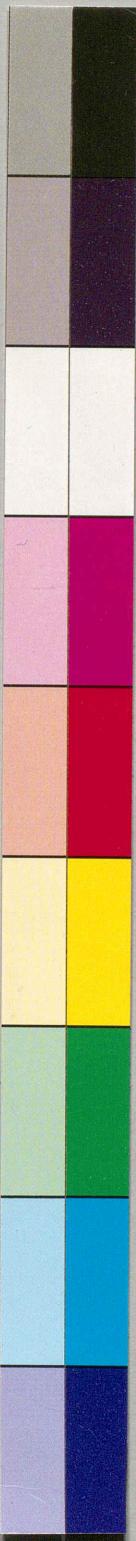
文教育学専攻科規程

第一条 学則第四十二条による文教育学専攻科は学術の理論および応用に關し精深な程度において特別の事項につき研究しようとする者に対して教授を行いその研究を指導することを目的とする。

第二条 専攻科の専攻名および学生定員は左のとおりとする。

哲學専攻	五名
史学地理学専攻	五名
文学第一専攻（国文学・中国文学）	五名
文学第一専攻（英文学）	五名
教育学専攻（第一課程）	一一〇名
教育学専攻（第二課程）	三〇名
計	一一〇名

第三条 専攻科の修業年限は一年とする。
ただしその研究を継続する必要があるときは本人の申出により学長は教授会の議を経て在学期間の延長を許可することができる。



二二一

第四条 学生は在学中にそれぞれの専攻に応じ各三〇単位以上を修得しなければならない。

第五条 専攻科の学科目および単位は別表による。

第六条 専攻科に入学を志願する者は、学校教育法第五十七条の規程により左の各号の一に該当する女子でなければならない。

1 新制大学を卒業した者

2 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第七条 専攻科入学者は入学志願者について学力試験および身体検査その他の成績により

選考の上、学長がこれを許可する。

第八条 専攻科に入学を志願する者は入学願書に添えて検定料四〇〇円を納めなければならぬ。

第九条 専攻科に入学を許可された者は入学料四〇〇円および授業料年額六〇〇〇円を納めなければならない。

第十条 第五条に定められた単位を履修した者には修了証書を授与する。

第十一条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

附 則

1 この規程は昭和三十一年月日よりこれを施行する。

家政学専攻科規程

第一条 学則第四十二条による家政学専攻科は学術の理論および応用に關して精深な程度において特別の事項につき研究しようとする者に対して教授を行いその研究を指導することを目的とする。

第二条 専攻科の専攻名及び学生定員は左の通りとする。

児童学専攻 五名
食物学専攻 五名
被服学専攻

計

十五名

第三条 専攻科の修業年限は一年とする。

但し、その研究を繼續する必要があるときは本人の申出により学長は教授会の議を経て在学期間一年の延長を許可することができる。

第四条 学生は在学中にそれぞれの専攻に応じ各三十単位以上を修得しなければならない。

第五条 専攻科の学科目および単位は別表による。

第六条 専攻科に入学を志願する者は学校教育法第五十七条の規程により左の各号の一に該当する女子でなければならない。

1 新制大学を卒業した者

- 2 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、専攻科入学者は入学志願者について学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、学長がこれを許可する。
 第八条 専攻科に入学を志願する者は入学願書に添えて検定料四〇〇円を納めなければならない。
 第九条 専攻科に入学を許可された者は入学料四〇〇円及び授業料年額六、〇〇〇円を納めなければならない。
 第十条 第五条に定められた単位を履修した者には修了証書を授与する。
 第十一条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

附 則

- 1 この規程は昭和廿九年十二月廿二日よりこれを施行し昭和廿九年四月一日から適用する。

五、研究生、聽講生に関する規程

研 究 生 規 程

- 第一条 本学において特定事項に関する研究に従事することを希望するものがあるときは、関係学部において、これを適當と認め、かつ支障がない場合に限り研究生として入学を許可することができる。
 第二条 研究生は指導教官の指導をうけて研究に従事する。
 第三条 研究生の入学資格は旧制の高等学校専門学校又はこれと同等以上の学力を有する女子に限る。
 第四条 研究生志願者は左記書類に検定料二五〇円を添えて本学学部事務室に提出しなければならない。研究生志願者については教授会で選考の上、学長が入学を許可する。
 一、入学願書（様式別表一）
 二、履歴書
 三、身体検査書
 第五条 研究生の許可是毎学年の始めとし、前学年末に決定する。但し特別の事情のあるときはこの限りではない。

第六条 研究生の研究期間はこれを一年とする。但しその研究を継続する必要があるときは理由を具して願出ることができる。この場合学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第七条 指導教官が必要と認め当該教官の承認があるときは、研究生に対し他学科の講義又は実験に出席を許可することができる。

第八条 研究生は授業料として年額四千二百円を指定期間までに納めなければならない。

第九条 研究生として許可されたものは入学料として、二百五十円を指定の期間までに納めなければならない。

第十条 研究に要する実費は別にこれを徴収することがある。

第十二条 研究生が他の業務に従事せんとするときは学長の許可を受けなければならぬ。

第十三条 学長は研究生で相当の成績をあげたと認められたものには、教授会の議を経て研究証明書を付与することができる。

第十四条 研究生で教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による単位の認定を希望する者に対しては、試験論文報告又は実技等による指導教官の評価に基き教授会の承認を経てこれを認定することができる。

第十五条 前条の単位の認定を希望するものは、所定様式別表による願書を提出し許可を得なければならない。

第十六条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

附 則

1 この規程は昭和二十六年度研究生より適用する。
2 この改正は昭和二十七年度研究生より適用する。

別表一 入学願書

本籍	現住所	勤務先
氏名	年月日生	
左記により研究生として御許可願います	右	お茶の水女子大学長 殿
年月日	年月日	年月日
お茶の水女子大学長 殿	記	研究生氏名
	印	

別表二 単位認定願書

教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による単位の認定を左記の通り希望しますので御許可下さるよう
お願ひします

研究科目	単位数	指導教官	期間	備考
指導教官				
備考				

聽講生規程

二八

第一条 聽講生は本学所定の課程を聽講して、単位を修得することができる。

第二条 聽講生は旧専門学校令の内、修業年限四年の学校を卒業又はこれと同等以上の学力有する女子に限る。但し教育職員免許法の単位として、認定を受けるため教職科目の聽講を希望する者は、高等学校、中学校、教員の二級普通免許状を授与されたもの又は授与される資格あるものに限る。

第三条 聽講生を志願するものは左記の書類に検定料二百五十円を添えて本学学部事務室へ提出しなければならない。

一、入学願書（所定の様式別表一）

一、履歴書

一、勤務先所属長の承認書

一、身体検査書

第一条 聽講生の入学及び許可学科目は教授会に於て審査の上校長が許可する。

第二条 聽講生の入学を許可された者は入学料二百五十円を指定の期日までに納付しなければならない。

第三条 聽講生の在学期間は一ヶ年又は六ヶ月の二種類とする。

第四条 単位算定の基準は左記による。

第五条 講義十五時間以上 一単位

第六条 講義三十時間以上 一単位

第七条 実験実習四十五時間以上 一単位

第八条 一ヶ年継続の講義演習実験実習については該課程を修了したものでなければ単位修得を認めないことがある。但し修了したものは二単位を認めることができる。

第九条 単位の修得は指導教官の指定する試験又は論文報告等により指導教官の評価に基き教授会の承認を経て、決定する。

第十条 聽講生の修得した単位は教育職員免許法施行規則第三十一条の規定により認定された単位とすることができる。

第十一条 聽講料は一単位につき金二百円を指定の期日までに納付しなければならない。

附則

一、本規程は昭和二十五年度聽講生よりこれを適用する

二、本改正は昭和二十七年度聽講生より適用する

別表一 入学願書

本籍地
現住所
同所在地

氏名

年月日生

左記により聽講生として入学の御許可を願います
昭和 年 月 日

右
氏名

印

お茶の水女子大学長 殿

記

研究学科目	単位数	指導教官	期
			間
			自 年 月 日
			至 年 月 日

六、学部履修規程 (昭和二七年度制定)

学科課程・学科目・単位

第一条 学科目を分けて一般教育科目・体育科目・専門科目及び教職教育科目とする。

第二条 一般教育科目は各学部に共通で、人文科学・社会科学・自然科学の三系列に分けられる。

第三条 体育科目は、各学部に共通で必修とする。

第四条 専門科目は、更に各学科(又はそれに準ずる専攻別)において専攻科目・関連科

目及び自由選択科目に分けられる。

専攻科目は、必修科目または選択科目として指定される。

関連科目は、専攻科目の基礎となる科目又は極めて関連の深い科目であつて、同じく必修科目又は選択科目として指定される。関連科目必修の中には外国語(英・独・仏のいづれか)が含まれる。

自由選択科目は、すべての学部学科における専門科目及び教職教育科目の中から選ぶことができる。

第五条 教育職員免許状の取得を希望するものは、以上のほかに必要な教職教育科目を履修しなければならない。(「教育職員免許状について」参照)

第六条 各学科の課程を修了した学生には単位が与えられる。
各科目に対する単位は次の基準に従つて定められる。

講義 每週一時間 一五週を
演習 每週二時間 一五週を
実験・実習 每週三時間 一五週を
卒業論文・特別研究（又はそれに準ずるもの）・校外実習・教育実習等は別に定める基

準による。

第七条 各学部における学科の種類及び単位数は、別表「学科課程」のとおりである。

第八条 学士号を取得するためには、次の表に従つて学科目を履修し、その単位数が一二四以上でなければならない。

科 目 別	科 目 別			
	哲 學	史 學	理 學	化 學
学科 国文学・国語学専攻	三六	三六	三六	三六
中国文学専攻	三六	三六	三六	三六
一般教育	三六	三六	三六	三六
体育科目	四四四	四四四	四四四	四四四
び専 門 科 目及 連 科 目	六四	六四	六四	六四
自由選 択 科 目	二〇	二〇	二〇	二〇
合 計	一一四	一一四	一一四	一一四

被児	文 科	化 物	數	文 科
服童	科	科	科	英文學・英語學専攻
學學	科	科	科	音楽教育
科科	科	科	科	體育
三六	三六	三六	三六	三六
四四四	四四四	四四四	四四四	三六
六四	六四	六四	六四	六四
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一二四	一二四	一二四	一二四	一二四

註一、専門科目の履修単位数は合計八四単位以上である。その中、専攻科目及び関連科目の単位数は最低単位数であつて、それ以上の単位を履修した場合は、自由選択科



目の単位数との合計が八四単位になればよい。

註二、一般教育科目は人文科学・社会科学・自然科学の各系列において、それぞれ三科
目一二単位以上、全体として三六単位以上を選択履修しなければならない。

履修科目の届出

第九条 学生は、履修しようとする科目をそれぞれその開講のはじめに学部事務部へ届け出て、担当教官の許可を得なければならぬ。届出の手続・期間は別に定める。

履修科目を取消そうとするものは、別に定める期間内に届け出なければならない。

第十条 学生がある科目について、聽講のみを希望する場合は、担当教官の許可を得なければならない。

成績評価・試験

第十一条 成績の評価は、その科目を修了したときに行う。但し一年を越えて連続する科目にあつては、少くとも一年毎に成績の評価を行う。

第十二条 評価は原則として試験(論文、報告等を含む)、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。定期試験は、各学期毎に行うのを原則とする。

第十三条 成績の評価はA・B・C・Dの四種類とする。
A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。

第十四条 病気その他正当な理由で試験等を受けることができなかつたものに対しては、別に定める手続によつて追試験を行うことができる。
追試験を受けようとするものは、追試験願を学部事務部へ提出しなければならない。

七、各学部学科課程

(左記表の中、備考欄のローマ数字は、適当と思われる履修年次を示したもの。)

三六

A	一般教育科目および体育科目	科	目	単位	備考
A 一般教育科目	人文科学系列	哲学 (倫理を含む)	十二	左記科目から三科	目十二単位以上

社会科学系列	音美文宗心 藝術	哲学 (倫理を含む)	十二	左記科目から三科	目十二単位以上
	樂史學學學學				

○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八

かを選択履修する

○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八
○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八

化物数
生物学
(植物)
○専攻科目

○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八
○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八

○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八
○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目	○専攻科目
○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目	○外國語	○関連科目
二七	三四	八八	八八	三四	四八

分地氣天史西日考西東日社經政	○外國連科	○專攻科(選択)	地理(英学演習)Ⅲ(歐米)	○專攻科(選択)	地理(英学演習)Ⅲ(歐米)	地日本(ゼミナール)学論文作成
析球學史史史史會濟治	○外國連科	○專攻科(選択)	地理(獨書講読)Ⅱ(アメ)	○外國連科	地理(英学演習)Ⅲ(ヨア)	地候形誌(ゼミナール)学論文作成
物象文特殊學史史史史會濟治	○外國連科	○專攻科(選択)	地理学巡査課(ヨア)	○外國連科	地理(獨書講読)Ⅱ(ヨア)	地氣地(ゼミナール)學論文作成
化理概殊通概概	(必修)	(選択)	計	(必修)	計	地日本(ゼミナール)學論文作成
講講講講						計
學學學學學學學學	語					

二四四四四四四四四四四四四一五八二

○專攻科目
(選択)
を参照

地理(英学演習)Ⅲ(ヨア)	○外國連科	○外國連科	地日本(ゼミナール)學論文作成
地理(英学演習)Ⅲ(ヨア)	○外國連科	○外國連科	地候形誌(ゼミナール)學論文作成
地理学巡査課(ヨア)	○外國連科	○外國連科	地氣地(ゼミナール)學論文作成
計	(必修)	(必修)	計

二四四四四四四四四四四四四三一八二二二四四四

左記の単位中から
選択必修

○自由選択科目	○外國連科						
植物	地	地	地	地	地	地	地
物	球	理	理	理	理	理	理
計	分生	同	同	同	同	同	同
	類態	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
	學	(ヨア)	(ヨア)	(ヨア)	(ヨア)	(ヨア)	(ヨア)
	學						

二二一四四四四二二二二

二六〇二二二二

○自由選択科目	○外國連科						
自然	地	地	地	地	地	地	地
(ゼミナール)	理	理	理	理	理	理	理
○英学演習	○英学演習	○英学演習	○英学演習	○英学演習	○英学演習	○英学演習	○英学演習
書講読	I	II	III	IV	V	V	V
	○外國連科						
	地	地	地	地	地	地	地
	洋	ヨア	ヨア	ヨア	ヨア	ヨア	ヨア
	理	理	理	理	理	理	理

二二二四四四四二二二二二二二二四〇

第三講座
第一講座
古代國文學
近代國文學
國語學

二六〇二二二二



○専攻科目
(選択必修)

近代日本文学史	国文学講義講読
国文学	計
国文学	演習
国文学	講義講読
国文学	概論
国文学	上古
同	古
同	中
近古・近世	古
同	中
近古・近世	中
同	古
近	中
代	古

備考(演習を少くめること。同一時代にかかるよらぬこと)

左記の単位中から

国文学特殊講義	同	近古・近世	同	近古・近世
国語史概説	国語学特殊講義	國語	國語学特殊講義	國語
国語	計	外國語	中國文學	英日中
国語学特殊講義	国語学概説	外國語	文學	國文學
国語	計	外國語	史	學
国語学特殊講義	国語学概説	外國語	文學	國語
国語	計	外國語	史	學
国語学特殊講義	国語学概説	外國語	文學	國語

○関連科目(必修)
(国語学概説)

左記の単位中から

四	四	四	四	四	四	四	四
---	---	---	---	---	---	---	---

○専攻科目
(必修)
(科目は国文学専攻と同じ)

二八	二二	二一	二一	二一	二一	二一	二二
----	----	----	----	----	----	----	----

(選択必修)

左記の単位中から

(備考演習を少くめること。とも二単位ふくく)

○専攻科目
(必修)
国語

二八	二二	二一	二一	二一	二一	二一	二二
----	----	----	----	----	----	----	----

左記の単位中から

四三

(I)

○専攻科目
(必修)
中国文学

第四講座
中国文学

四四

中国文学講読(新)

文学科
中国文学

四四

中国文学概説

第三講座
中国文学

四三

英語学特講義	古代会話	英語学特講義	英語文法	英語文法	英語文学概論
同	同	同	英文作成	英文作成	英文作成
中世英語	同	中世英語	英語音声	英語演習	英語演習
英文学特講義	同	英文学特講義	英文学史	英文学史	英文学史
II	IV	II	I	II	I

四四二四四四四四四二二 一二〇八二二四四四

左記の単位から選択(三)

史学科の英國史に
関する講義をもつ
て代えることがで
きる。

○自由選択科目	○外國語(必修)	○関連科目	○英文学演習(必修)	○外國語(必修)	○関連科目
計	(選択)	言語学概論	英文学概論	(選択)	英文学概論
第一講座	英テラソニア	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
第二講座	国際化	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
第三講座	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
教育学科	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
教育専攻	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
教育心理学	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
教育社会学	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語
教育行政	英語	英語論語	英文学論語	英語論語	英語論語

四五

○専攻科目	○卒業論文作成	○中国語学演習(新)	○中国語学講読(新)	○中国文學演習(新)	○中国文學講読(新)
計	○中国哲學概説	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(旧)	○中国文学特講(旧)
(選択)	○中国語学概説	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(旧)	○中国文学特講(旧)
	○中国語学概説	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)
	○中国語学概説	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)	○中国文学特講(新)

四四四二四四四四八四四四二三三二二四四四

左記の単位中から選択(I)

○専攻科目	○自由選択科目	○外國語(必修)	○外國語(必修)	○関連科目
英文学概論	英文学演習	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻	英語学
同	同	第六講座	第五講座	第五講座
同	同	英語	英語	英語
同	同	文学	文学	文学

攻科語文学・東洋史・英語学・中国文學

攻科語文学・東洋史・英語学・中国文學

攻科語文学・東洋史・英語学・中国文學

攻科語文学・東洋史・英語学・中国文學



○専攻科目 (必修Ⅰ) (教育学科共通)	二四
A 教育学・教育史専 科計 (必修Ⅱ)	二四
B 教育心理学専攻 計	一八
C 教育社会学専攻 計	二二
D 教育課程及び方法専攻 計	一八

左記の各専攻等に分れ
左記のA・B・Cの各専攻
それに分れ、各専攻一八に単位

A 教育学・教育史専
科計
(日本又は西洋)
(教育史演習(同右))

○専攻科目
(必修Ⅰ)
(教育学科共通)

○専攻科目
(選択)
日本教育史
特殊講義
日本教育史
演習
女子教育
西洋教育
史演習
中国教育史
教育哲学
特殊講義
教育心理学
特殊講義
(視聴覚教育)
社会心理学
児童心理
学
第一心理学
概通
第二論
論
論語
計

一二八八二二

日本教育
史
特殊講義
日本教育
史
演習
女子教
育
西洋教
育史
演習
同
教育哲
學
特殊講
義
教育心
理學
特殊講
義
教育方
法
特殊講
義

一二二二二二二二二二二二

び他の
左記の
各専攻
から選
択

○自由選択科目 計	一〇
児童地理学 第一心理学 概通 第二論 論 論語 計	二二二四四八

左記の単位中から

五 七 二 二 八 二 二 三 二

四七

○卒業論文作成
計

四六

一八

二

卒業論文作成

一八

二二四二二

B 教育心理学専攻
計

一八

二二四二二

C 教育社会学専攻
計

一八

二二四二二

D 教育課程及び方法専攻
計

一八

二二四二二

教育統計学概論
卒業論文作成

教育課程演習
及
比
方
法
論

○専攻科目	○選択	左記の単位
医	体育	当分
学	体育	選択
概	体育管理及び施設	
論	女子史演習	
概	女子育史	
論	心理学演習	
概	體育學	
論	運動論	
概	第一類體操	
論	第二類體操	
概	第三類スボーツ	
概	第四類エーション	
概	第五類身体論	
概	第六類生理學	
概	第七類衛生學	
概	第八類衆生學	
概	第九類體育	
概	第十類女子	
概	第十一類発達	
概	第十二類公衆	
概	第十三類體育	
概	第十四類衛生	
概	第十五類生活	
概	第十六類學	
概	第十七類習	
概	第十八類演	
概	第十九類論	
概	第二十類類	

左記の単位中から選択

○専攻科目 (必修)	○自由選択科目	○関連科目 (必修)	○外語	○音楽	○保健衛生	○運動障害
教育学科	音楽教育	教育科学概論	日本語	樂器	看護	と救急
音楽概論	音楽教育	教育心理学	英語	樂譜	特別講義	概論
四二	四一	二二	二二	二二	四五	一二
(I)	第七講座	二〇	一四	一八	四二	二二
四	第八講座	音楽	音楽	音楽	四	二
	音楽教育学	音楽	音楽	音楽	五	二



○自由選択科目
○関連科目
○関連科目

二二一二二四三一二一三二四八八八三五二三二

(植物学)
左記の単位中から
選択

○自由選択科目
○自由選択科目

五七

ため
生物学科学生の
ため

○専攻科目
○専攻科目

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

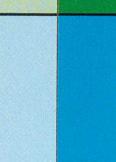
左記の単位中から
選択

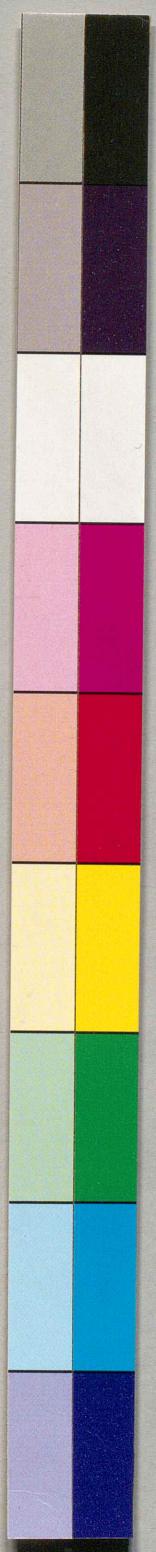
○専攻科目
○専攻科目

四二二一二二一一四一一一二六一一二二一三三二四一五
一〇 三八

(植物学)

10 12 15 4





左記の単位中から

児童文化

卒業論文作成

三〇六二

計

児童学演習

○専攻科目(選択必修)(児童心理学)

一六

計

幼稚園実習

○専攻科目(選択必修)(児童精神検査演習)

一六

計

青年心理学演習

○専攻科目(選択必修)(児童精神検査)

一六

計

保育技術(图画工作)

○専攻科目(選択必修)(児童心理学演習)

一六

計

家庭関係演習

○専攻科目(選択必修)(児童心理学)

一六

計

児童文化化

○専攻科目(選択必修)(児童心理学)

一六

計

家庭看護法

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

食物学科

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

経済学

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

家政講座

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

一部

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

一般家政講座

○専攻科目(選択必修)(児童保健福祉)

一六

計

家族

被食児住家庭家庭
服物童居経家庭家庭
学學學學經濟管理
概概概概概概
論論論論論論學論

○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)
○専攻科目(必修)

外國語

計

二二二二二二二
一一八八
二〇二四二二二二
二二二二二二二二

(家政學部共通科)
左記の中から選択

水産專生食品科
水生品計
活化學史
(名論)三
一
二
四
三
六
六
六
六
二
二
二
二
六
四
三
三
六
一
二
四
六
六
六
二
二
二
二
六
四
三
三
六

(IV) (I) (IV) (I) (IV) (I)
(I) (IV) (I) (IV) (I) (IV) (I)

六〇

註：科目に()のついた分は栄養士のためのもの

献立論
食糧政策
(栄養指導)

○関連科目
(必修)

天然物取扱法學
酵素化學

○関連科目
(選択)

生化物
食物衛生學
(公衆衛生學)

外國語

計學

○関連科目
(選択)

(科目は児童學
科と同じ)

○自由選択科目
(被服材料第一)

生物物理學

○専攻科目
(被服文化史第一)

被服機構工芸

被服文化史第一
染織工芸

被服機構工芸

卒業論文作成

被服科學(被服
材料第一)

被服整理實驗
(被服科學第二)

染色化學
(染色化學第一)

染色化學
(染色化學第一)

被服科學演習
(被服科學演習第一)

化學
(化學第一)

被服工作論
(被服工作論第一)

被服構成
(被服構成)

並に實習
(並に實習)

(I)
(IV)

(II)
(IV)

(II)
(III)

(II)
(III)

(左記の単位中
から

(左記の単位中
から)

(左記の単位中
から)

(左記の単位を含め
る)のが望ましい。

(家政學部共通科
目)

(I)
(II)

(I)
(II)

(I)
(II)
(II)

(I)

六〇

被服材料第一
(通論)

被服材料第一
(各論)

第二講座
(家政學部共通講座)

被服科學
(被服科學)

被服工作論
(被服工作論)

染色化學
(總論)

被服整理論
(總論)

色彩匠實習
(色彩匠實習)

被服衛生學
(被服衛生學)

被服文化史第一
(被服文化史第一)



家庭管理
家族経済学概論
児童学概論
被服物学概論
家庭看護法概論
(選択)
家族経済学第一
家計簿記論第一
家計簿記論第二
同

○必修科目
教育心理学 I
同 I (書年心理)
教育原理 I
同 II (教育指導)
教科実習法

二一二
二一
二二
二二
二二
二二

C 教育教職科目 (各学部共通)

○必修科目
教育心理学 I
同 I (書年心理)
教育原理 I
同 II (教育指導)
教科実習法

二一二
二一
二二
二二
二二
二二

○(I) 各免許教科毎
(I) 同右

○選択必修科目
日本教育哲學
西洋教育史
社会行計
政会育史
学史

二二
二二
二二
二二
二二
二二

○(I)以上
二二
二二
二二
二二
二二
二二

六二

左記単位中から選
択必修
(I)以上

一〇二二二二二二

二二二二二二

八、教育職員免許状取得について

(学部履修規程附表)
(一九五五年四月十八日改正)

中学校・高等学校の各教科の免許状を取得したいものは、別紙履修規程によつて大学の単位を修得するときに、法令の定めるところに従い、それぞれの免許状に必要な単位をそれに含めて履修しなければならない。ただし小学校・幼稚園の免許状については、文教体育部教育学科・家政学部児童学科の学生は、その学科の性質上必要な単位を修得下さいが、その他の学科では、低年次から計画的に単位を修得するのでなければ、免許状の取得はきわめて困難と考えられる。

教育職員(小学校、中学校、高等学校又は幼稚園等の教諭、助教諭及び講師)の免許に関する基準は、「教育職員免許法」「同法施行規則」等に定められていて、その大要是次の通りである。(免許法は二九年未だ改正され、三十年入学者からは改正法のみが適用される。)

一 免許状の種類及びその所要資格

- 1 免許状を大別すると、普通免許状(教諭)及び臨時免許状(助教諭)となり、これは次の八種に区別される。
 - I 小学校
 - II 中学校
 - III 高等学校
 - IV 義謹
 - V 盲学校
 - VI ろう学校
 - VII 幼稚園

なお、中学校及び高等学校の免許状は別表（第一表備考I）に掲げるそれぞれの「教科」別に分れる。

第一表

免許状の種類	所要資格	基礎資格			大学における最低修得単位数
		一般教育科目	専門科目	教科に関するもの	
小学校	一級普通	学士の称号を有すること。	三六	甲	三六
中学校	二級普通	大学に二年以上在学し、六年以上を修得すること。	三六	乙	三六
高等学校	一級普通	大学に二年以上在学し、六年以上を修得すること。	一八	乙	一六
	二級普通	(回)大学の専攻科又は文部大臣の指定する三十単位に一年以上を修得すること。	一八	乙	三三

第二表

教諭	二級普通	学士の称号を有すること。	三六	甲	三六
幼稚園	一級普通	学士の称号を有すること。	三六	乙	三二
	二級普通	大学に二年以上在学し、六年以上を修得すること。	一八	乙	二八

第三表

備考I

「甲」とは社会、理科及び家庭等、「乙」とは国語、数学、音楽、保健体育、

保健及び外国語等の免許状を取得する場合をいう。

2 中学校及び高等学校の音楽等の免許状を取得せんとする者は、教職に関する専門科目の単位の半数までは、その免許教科の教科に関する専門科目の単位で代行してよい。

二 免許状に必要な大学における最低修得単位の内容

科目の区分	免許状の種類	最高得点	最低修得単位
人文科学に関する科目	小学校、中学校又は幼稚園教諭免許状	二二	一二
自然科学に関する科目	高等学校的教諭免許状	六六	一二



国語	第三表の(2)	(中学校及び高等学校)	免許教科
国文	第三表の(1)	(小学校及び幼稚園)	教科に關する専門科目
計	(中)	(漢文学、書道)	(高) 漢文学
			免許教科
			免許教科
一六四八四	八	四	四
			修得単位
			最低

六七

科 目 分 類	免 許 状 態 の 種 類		最 低 修 得 单 位 数
	小 学 校 教 諭	幼 稚 园 教 諭	
小学校の教科に關する専門科目	一級普通	一級普通	一級普通
六以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育のうち二つ以上を含む。について、それぞれ二単位以上(合計一六単位以上)	六以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育をそれぞれ四単位以上ふくめて、合計一六単位以上。	四以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育をそれぞれ二単位以上ふくめて、合計一六単位以上。	音楽、図画工作及び体育をそれぞれ二単位以上ふくめて、合計一六単位以上。
小学の教科に關する専門科目	二級普通	二級普通	二級普通
六以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育のうち二つ以上を含む。について、それぞれ二単位以上(合計八単位以上)	六以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育をそれぞれ四単位以上ふくめて、合計一六単位以上。	四以上の教科のうち、音楽、図画工作及び体育をそれぞれ二単位以上ふくめて、合計一六単位以上。	音楽、図画工作及び体育をそれぞれ二単位以上ふくめて、合計一六単位以上。

乙 教科に關する専門科目
第三表の(1) (小学校及び幼稚園)

社会科学に關する科目	(日本国憲法二単位を含む)	一二	(日本国憲法二単位を含む)	六六
計		三六		

一一
一一
一一
一一

保 健	保健体育	音 樂	
		聲 器 樂 (指揮法を含む) 音樂理論及び音樂史	驗」計
學 校 計	保 健	體育実技 「體育原理、體育管理」 生理學(運動生理學及び解剖學を含む。) 「學校保健、衛生學」	

一六四六六 一六四四四四 八又は六 二〇四

六九

理 科	數 学	社 会
地 生 化 物 理	代 幾 解 分 析 學	日本史及び外國史 地理學(地誌を含む。) 「法律學、政治學、社會學、經濟學、公衆衛生學」
「物理學實驗、化學實驗、生物學實驗、地學實驗」	統計學、測量」	「哲學、倫理學、宗教學」

四四四四 一六二四六四 二〇四四六六

六八

家庭			
「食品学、栄養学」 「被服学、衣料学」 「家庭管理、住居学、家族関係」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」	六又は四 六又は四 六又は四 二		
計	二〇	八	八
英語	一六	八	八
中国語	一六	八	八
英語学（作文及び会話を含む。）			
中国語学（作文及び会話を含む。）			
英文学			
計			

備考 1

「」内のは専門科目群とし、その「」内の専門科目一以上にわたつて修得する。

2 「音楽」の専門科目は声楽八単位以上、器楽六単位以上、音楽理論及び音楽

史二単位以上、又は声楽六単位以上、器楽八単位以上、音楽理論及び音楽史二単位以上のごとく修得する。「家庭」も同様に修得する。

3 「国語」の専門科目中「漢文学、書道」は中学校、漢文学は高等学校の専門科目を示す。

4 第一表に示す教科に関する専門科目の単位は、本表に規定するもののほかは大学の加える専門科目について修得する。すなわち、この表に示す各教科毎の単位数に、大学の適宜加える専門科目を加えて、第一表に示された教科に関する専門科目の単位数以上にならなければならぬ。

第四表 内 教職に關する専門科目

教科	幼稚園論	小学校	中学校	高等学校	科目の区分		免許種類	状態
					教育原理	心理学		
二級普通	二級普通	二級普通	二級普通	二級普通	二四	二四	二四	二四
普通	普通	普通	普通	普通	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二四	二四	二四	二四	二四	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二二	二二	二二	二二
二四	二四	二四	二四	二四	一一	一一	一一	一一

備考1

小学校又は幼稚園の場合の教育原理、教育心理学、児童心理学及び教育実習は、小学校及び幼稚園の教育を中心とし、中学校又は高等学校の場合の教育原理、教育心理学、青年心理学、教科教育法及び教育実習は、中学校及び高等学校の教育を中心とするものとする。

2

教材研究の単位は、小学校教諭一級免許状については八教科についてそれぞれ二単位以上、二級免許状については六以上の教科（音楽、図画工作及び体育のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を修得する。

3

教科教育法は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

4

保育内容の研究の単位の半数までは、小学校の教科の教材研究の単位をもつてあることができる。

5

小学校又は幼稚園の場合の教育原理、教育心理学又は教育実習の単位は、それぞれ二単位まで、中学校又は高等学校の場合の相当科目的単位をもつてこれにあることができる。

6

中学校又は高等学校の場合の教育原理、教育心理学の単位はそれぞれ二単位まで、教育実習は一単位まで、小学校又は幼稚園の場合の相当科目的単位をもつてあることができる。

7

（一）内の数字は第一表備考2の適用を受けるもの一本学にあつては音楽教育専攻のみの修得すべき単位とする。

8

第一表に規定する教職に関する専門科目的単位は、本表に規定するもののほか、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、社会教育、図書館学その他大学の加える教職に関する専門科目を修得し、単位数をみたすものとする。

注意

- (a) 免許状に必要な一般教育科目的単位および教科に関する専門科目的単位は、大學卒業（学士号取得）のために必要な履修科目及び単位の範囲内で修得できる場合が多い。
- (b) 教職に関する専門科目は、ある程度特殊なものであるが、その単位は、大學の自由選択科目の範囲内のものとして修得できる。
- (c) すべて免許状に關することは、学部事務室（旧教務課）に問合せられたい。

九、附属図書館利用規程抜萃

一 本館の目的

お茶の水女子大学附属図書館は、お茶の水女子大学に所属する図書、記録、その他必要な資料を収集、整理、保存して、職員、学生及び生徒に利用させ、その調査、研究、学習、レクリエーションなどに資することを目的とする。

二 本館を利用できる者は左のとおりである。

1 本館の職員

2 本学の学生

3 附属高等学校の生徒

4 その他（たとえば本学や附属高等学校の卒業生など）

三 開館日

閲覧室は左の休業日を除き毎日これを開く。但し都合により臨時これを開閉することがある。

日曜日、国民の祝日、本学創立記念日、本学卒業式当日、年末および年始、

四 閲覧時間

閲覧時間は左のとおりとする。

平日 午前八時三十分——午後六時（但し休暇中は午後五時まで）

五 土曜日

午前八時三十分——午後三時（但し休暇中は正午まで）

1 図書の閲覧及び返納

図書を閲覧しようとする者は、図書借覧証に書名、分類番号、冊数、閲覧年月日を記入し、署名の上これを借り受ける。

館内閲覧のため借り受けられる冊数は、学生一人につき五冊以内とする。

館内閲覧のため借り受けた図書はこれを閲覧室外に持出してはならない。

館内閲覧者は別に定める館内規律を守らなければならない。

館外閲覧のため借り受けられる部数は学生一人につき三冊以内とし、一週間以内にこれを返さなければならない。夏期休業中に借り受けたものは始業日後五日以内にこれを返さなければならぬ。

それを返さなければならない。但し事情により臨時にこれを返させることがある。

借受期間を守らない者は相当の間図書の閲覧を停止することがある。

館外で閲覧のできない図書を左のとおりとする。

辞書類、研究上常置を必要とする全書雑誌の類、貴重図書、新購入及び新寄贈の図書、新刊雑誌類、その他特別の図書、

10 9 借受けた図書はすべてこれを他人に貸してはならない。

10 8 借受けた図書を紛失し又は汚損したときはこれを弁償させることがある。

（くわしいことは図書館手帳を御覧下さい）

十、学生生活関係

「学部事務室」の取扱事項

この事務室では、いわゆる教務関係のことを中心にして各学部の左記のような事がらを取扱つてゐるが、その中で学生に直接関係の深いものを取上げて、そのあらましを補足的に説明しておきたい。

（一）授業時間割、入学および卒業、編入学・転科転学部、学科履修および試験、成績管理、教材、免許状、証明書（卒業・成績）発行、通信教育、講習会、委員会（教務・教育実習）、教授会、科学研究、附属学校。

授業時間割の発表

発表場所：各学科の研究室

発表時期：前期および後期の授業開始日より一、二日前。

なお一般教育科目、一般外国語等のジュニアコースの時間割は、この冊子に刷込む予定

であるから、そうした場合右の発表は「専門科目」を中心とするものになる。

二 学科目履修について

（一）学科目履修について

（二）学部各自の履修科目決定

この冊子に出ている各学部学科課程、学部履修規程、開講科目一覧、教育職員免許状

について等をよく研究して教官の指導をうけ、授業時間割とも照合して、学生が自分々の履修科目をはつきりきめる。

（三）学生が学部事務室から受けとる用紙

A 履修表

各学部ごとに全科目名と成績記入欄を印刷したもの。学生はつぎのカードに記入したのと同じ科目名にすべて○印をつける。各自一枚宛必要。

B 履修カード

各学部共通。これに科目名、教官名等を記入する。各人とも毎年または毎学期ごとに履修科目の数だけ必要。

（註）日頃その科目の授業に出ても、試験を受けない予定の場合を聽講といい、履修カードの記入は朱書きする。

（四）履修の手続

履修表・カード等を学部事務室へ提出→事務室でカードの一片を保管、一片を教官へ渡す→約一年後の新学年はじめ事務室で履修表に成績を記入して学生へ渡す。毎学年これをくり返す。

（五）提出の期間

履修表・履修カードは、前後期それぞれの授業開始の日から一箇月以内に、各学生が事務室から用紙を受けとり必要事項を記入して、提出を終らねばならない。このさいのため、学生の各学科代表者に用紙をまとめて受け渡しする方法をとるかもしれない。

四 履修科目取消の時期

履修科目のうち、何かの事情で履修を取止めたり定期試験を受けられない科目があるときは、遅くともその科目の試験実施日の前日までに、「履修科目取消願」を提出しなければならない。事務室から用紙を受けとり、その科目の担当教官の認印をもらつて事務用の一片の方を事務室に差出す。もしこのカードを提出せずにある科目の定期試験に欠席すれば、その科目になんらかの成績点数（普通は低い点数）がつけられることがあるから、注意せられたい。

五 追試験について

病気その他やむをえない理由によつて、定期試験を受けられなかつた人が、直ちに「追試験願」を提出すれば、追試験を受けることができる場合がある。すなわちその用紙に科目担当教官の認印をもらい、（試験日時を打合せた上）事務室に提出する。ただし、その科目が合格点ではあるが多少成績が悪いので、追試験を受けたいという人は、その希望にそなうことはできない。そういう人は履修し直して、もう一度同じ科目の試験を受けることになる。

三 教員免許状のための科目履修

入学して早々の頃は、あまり免許状に关心のない人でも、卒業まぎわに欲しくなるものが案外多いが、そうなるとかなり無理な履修をすることにもなる。必要な単位が少しでも欠けると卒業できないうるように、必修の単位や全体の単位数が不足すれば免許状は貰えない。あるついで早目に方針を立てる方が、何かにつけて便利であろう。

なお教職科目のうち、「教科教育法」（各免許教科ごとに開講）の講義を第三年次に履修した後でなければ第四年次に「観察参加」と「教育実習」を履修することができないので、特にここで注意しておこう。

四 授業と休業日について

定期休業日は、「学則」の中に定められている。しかいろいろな行事や事由のため臨時に授業が休みとなる場合があり（半日全日等）、春夏季の休業期間の始めや終りも必ずしも学則どおりに行かない場合もあるが、それらはすべて、「学部事務室」を通して掲示される。

日常、教官が病気その他のため休講のときは、教官からの連絡により事務室前の廊下に掲示される。

五 定期試験について

学年を分けて、十月二十日までが前期、二十一日以後が後期であるが、各期の終り頃に定期試験の期間が一週間ずつ設けられる。

各科目とも、前後期それぞれの終了に際して試験を行うのが原則であるが、前期末の試験を省く科目もある。

前期だけで終る科目は、もちろん前期末だけに試験を行う。これらの試験は、その試験期間内にあって、日頃それぞれの科目の授業がある時限に行われるのが通例である。しかし各科目ごとに、学生は必ず事前に教官と打合せ、筆記試験レポートの別、その日時場所等について承知しておかねばならない。前期末の試験は、大たい十月の十日までには終り、そのあと十日間位が、いわば試験休みとなる。後期末では、卒業予定の第四年学生（専攻科学生等を含む）の試験は二月中旬までに行ない、第三年生以下のは二月下旬に行われる。

六

転科（転学部）について
所属する学科にあつて、自分の学力・適性がそれに向かず、むしろ他の学科（他学部の学科を含む）に転じた方が自分を伸ばしうると思う場合、学生はその希望を学科主任教官に申し出てよい。その主任教官は、相手学科の主任教官と打合せ、学生本人の入学試験以来の成績、学力および適性、学科の定員関係等を検討し、お互いの了解が成り立つときそれを教授会へ提出して手続を進める。

もちろん学生当人は、「転科願」をあらかじめ事務室に提出しなければならない。この転科の取扱いは、在学一箇年以上の希望学生について、新学年又は新学期ごとに行われるものであるが（あらたな授業開始までに手続終了のこと）、転科後は、大たい二箇年以上在学することが必要とされている。

七

証明書の発行
学生または卒業生が卒業（見込）証明書、成績証明書、単位修得（見込）証明書等を

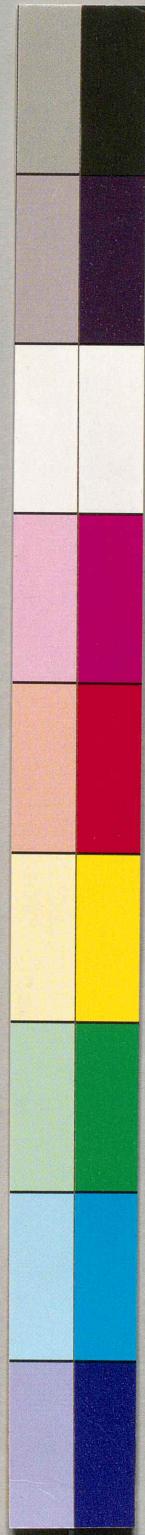
希望するときは、学部事務室に申込む。直接申込者は、事務室備付けの「証明書交付申請簿」に記入しなければならない。大たい卒業証明書はその日の中に作成することができるが、成績証明書は申込んだ日から四日目（ただし土曜午後・日曜は省いて考える）でないとでき上らない。

八 教務関係事項の相談

学生はそれぞれ各自に方針を立てて科目を履修しているが、それに連関して各種の疑問が起つたときは、何事によらず学科主任教官等や学部事務室に相談するがよい。その場合、事務室で直ちに解決する問題もあろうし、あるいは委員会や教授会等にはかつてきめる問題もあるが、とにかく先ず相談をするとよい。

九 掲示の場所

すでに触れたように、事務室が学生に連絡すること多い事項は事務室のすぐ前の廊下に掲示するが、重要なことや広範囲のことについては、すぐそとの屋外掲示板にかかげるから、学生諸氏はつねに見落しのないよう毎日一度は掲示板に注目するようにお願いしたい。



補導機構

学生の教室外活動を援け広く学生補導の目的を実現するため、左図に示すような補導機構が設けられている。各クラスの補導委員・各班の顧問教官・学生部長・学生委員会・審務委員会の先生方がその衝にあたつているから、学生は日常教室・教室外で親しく先生方に接するほか、研究上並びに、一身上の問題についても、遠慮なく相談してその助言や指導を受けられたい。



補導委員組織

- 一 専攻学科別に補導委員を置く。
- 一 委員は大学教授・助教授・専任講師でその所属の学科主任の推挙した者。
- 一 委員選出の方法
- 一 学科主任が各年次の責任者を決定する。
- 一 委員の任務及び任期
- 一 委員の任務及び任期
- 任 務 学生々活の向上に関する学生の補導（學習上、健康上の問題、育英奨学金の世話を、その他一般的補導）の世話を、その他の
- 任 期 委員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。
- 昭和三十一年度補導委員

科別	学年	四年次				三年次				二年次				一年次			
		哲 學 科	史 學 科	地 理 科	藤 田 健 治	赤 木 志 津 子	飯 本 信 之	藤 田 健 治	尾 鍋 輝 彦	飯 本 信 之	勝 部 真 長	和 田 久 徳	中 村 英 勝	藤 川 富 士 子	中 村 英 勝	飯 本 信 之	飯 本 信 之

国文学科	松村 明	江湖山恒明	次田 真幸	関根 廉子
国語学専攻	網 祐次	網 祐次	網 祐次	網 祐次
中国文学専攻	網 祐次	網 祐次	網 祐次	網 祐次
英文学英語学専攻	松浦 嘉一	木原 研三	滝沢 敏雄	伊吹 知勢
教育学科	宮田 丈夫	小口 忠彦	波多野完治	阪本 越郎
教育学専攻	宮田 丈夫	小口 忠彦	波多野完治	阪本 越郎
体育学専攻	林 巖	渡辺 俊男	井上 文武	石山 平作
音楽教育学専攻	柴田 南雄	蘭田 誠一	守田 貞勝	遠見 豊子
数学科	龜谷 俊司	工藤 弘吉	立花 俊一	丸山儀四郎
物理学科	坂上 治郎	石黒 栄一	橋爪 夏樹	大野 鑑子
化学科	阿武喜美子	塩田三千夫	中西 正城	吉田 武子
生物学科	岡 徹	荒木 忠雄	柳田 炳正	久米 又三
植物学専攻	太規 虎男	塚本 晃	太田 次郎	津山 尚

児童学科	津守 真	松村 康平	水原 泰介
食物学科	福場 伝保	山西 貞	吉松 蕁子
被服学科	矢部 章彦	谷田 開次	林 雅子
			松川 哲哉

学生委員会規定

第一条 本会は、学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

第二条 本会は、左の委員を以て組織する。

一 文教育学部から三名、他学部から二名づつ推薦された専任教官計七名

二 各学部から推薦された補導委員の代表者一名づつ計三名

三 審務委員から推薦された代表者一名

四 学生部長

前項第一号該当者が第二号又は第三号の代表者に推薦された場合は之等の資格を兼ねてもよい。

第三条 委員の任期は、一年とし再任を妨げない。

補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

第四条 委員の互選によつて委員長及び副委員長を定める。

第五条 委員長は委員会を招集しその議長となる。

委員長事故ある時は副委員長これに代る。

第六条 委員三名以上の申出があつた時は、委員長は委員会を招集する。

第七条 学長、学部長は隨時出席する事ができる。

その他の職員は委員長の請求又は諒解があつた時に出席する。

第八条 本会は、第一条の使命を達成するために次のことを行う。

一 学長から諸問された問題を審議し又は自発的に意見を進言する。

二 学生部長提案の協議に応じ、又は自発的に助言する。

三 学生部から報告を受け又は資料の提供を求める。

四 補導委員と連絡をとる。

五 学生と連絡懇談を行う。

六 必要ある場合には学生部の活動に協力する。

七 その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第九条 本会に幹事を置き、学生課長および厚生課長これに当る幹事は委員長の命をうけて事務を処理する。

附則

1 本規程は、昭和廿七年八月九日より実施する。

2 補導協議会規程は廃止する。

学生委員氏名（三〇・一〇・三一・九）

学生委員長	木原	芳次郎	学生副委員長	吉田
学生部長	森悌	次郎	寮務委員長	周郷
文教育学部委員	和田	久徳	文教育学部委員	能登
理学部委員	成田	耕造	理学部委員	柳田
家政学部委員	林雅子		正志	昇博

寮務委員会規程

第一条 学寮自治の向上発展をするため寮務委員会を設ける。

第二条 寮務委員会は、次の委員をもつてこれを組織する。

一 各学部教授会において互選された教官（各学部二名）

二 学生部長

第三条 前条第一項の委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残存任期とする。

第四条 審務委員の選舉により第二条第一項の委員の中より正副委員長を定める。

第五条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長事故あるときは副委員長これに代る。

第六条 委員三名以上の申出があつた時は、委員長は委員会を招集する。

第七条 学長、学部長、学生委員長は隨時出席することができる。その他の職員は委員長この請求又は了解があつたとき出席する。

第八条 審務委員会は、その構成員の中五名以上の出席をもつて成立する。

第九条 審務委員会は、その使命を達成するため次のことを行う。

一 審務委員会が学寮協議会に提出すべき議題を審議する。

二 学寮協議会に於いて決定された事項を推進する。

三 学生部長若しくは審務主任の申出による協議に応じ又は自発的に助言する。

四 学長、評議会、教授会若しくは学生委員会等から提案された事項につき審議し、又は自発的に進言する。

五 その他必要な事項を審議する。

第十条 審務委員会に幹事をおき、厚生課長がこれに当る。幹事は委員長の依頼を受けて事務を処理する。

附 則

この規程は昭和二十八年七月八日よりこれを実施する。

審務委員(三〇・一〇・三一・九)	審務委員長 周 鄭 博	審務副委員長 松 元 文
学 生 部 長 森 梯 次 郎	文 教 育 学 部 委 員 関 根 康 子	
理 学 部 委 員 小 川 静 子	理 学 部 委 員 太 田 次 郎	
家 政 学 部 委 員 水 原 泰 介		

自治活動

自治会は学生全員を会員とし、クラスを単位とする自治組織と、全学生を対称とする文化部・運動部の組織とから成り、その活動は学生生活を豊かな興味あるものとしている。文化部・運動部には多数の研究班があり各班にはその班の希望で定められる顧問教官がおかれている。助言の任にあたつていて、上の学生の自治活動については、それが円滑に行われるよう學生準則が設けられてゐる。

学生準則

- 一 学内団体の届出及び解散
学生が団体を設立する時は、責任者三名以上並びに顧問教官（教授、助教授又は講師）を定め所定の様式により学生部長に届け出でその許可をうける。団体の会則又はその他の届け出た事項を変更した時及びその団体が学外団体に参加する時も同様とする。

各団体の会員名簿は毎年五月末日に更新する。六月十日までに新名簿を提出しない団体は解散したものとみなされる。団体の行動が本学の機能を害し又は秩序を乱す恐れがある時は、その行動を制限、禁止し事情によつては団体の解散を命ずることがある。

一 集会及び旅行

集会はその責任者が教官一名以上の承認を経て所定の用紙に明記し、学生課を経て学生部長の承認をうける。

学外者を交えての集会は、前項の規定に従い十日前に届け出で許可をうける。

集会の終つた時は、室内を整頓し、学生課又は宿直員に届け出る。

団体で旅行しようとする時はその責任者を定め所定の用紙に明記し学生課を経て学生部長に届け出る。

一 揭示及び印刷物の配布、その他
学内に於いて左の行為をしようとする時は、学生課を経て学生部長に承認を受ける。

イ 揭示

ロ 所定の場所以外に掲示しないこと。

二 揭示用紙規格は凡そB三版（新聞紙一頁大）を限度とする。但し、必要と認め

た場合はこの限りではない。

イ ピラ・ポスターの板書の原稿類は、学生課の捺印をうける。

三 会計諸監査

一 学内の団体及び音楽会、映画会、演劇会等の会計は終了後一週間以内に所定の用紙に記入して顧問教官及び学生部長に報告する。

課外活動班

(一) 内は顧問教官

文化部	
哲學研究会	(藤田先生)
カトリック研究班	(阿部先生)
プロテスチャント	(津守先生)
キリスト教古典読書会	(園根先生)
社会科研究班	(尾鍋先生)
唯物論研究班	(勝部先生)
ユネスコ	(尾鍋先生)
国際事情研究班	(尾鍋先生)
自然歴史	(柳田先生)

第五条 使用者は、左記の事項についてその責を負うものとする。

- 一 戸締り
- 二 火気の取締り
- 三 建物又は調度品、器物などの毀損、滅失した場合の弁償。

第六条 第一集会所、第二集会所の管理は学生部の所管とする。

附 則

第七条 本内規は昭和廿九年十一月廿五日より施行する。

学生部及びその取扱事項

学生部は学生部長の下に、学生課と厚生課からなり、学生委員会、審務委員会、補導委員、顧問教官と緊密な連絡を保つて、補導機構の目的実現をはかり、学生の生活に出来るだけの便宜を提供することを目的とする事務組織である。

- 学 生 課 — 入学手続及び入学指導
学生身上及び学籍異動（休・退・転学）
- 課 外 活 動 —
- 学 内 の 揭 示 ・ 集 会 —
- 学 生 の 相 談 に 関 す る 事 務 —
- 身 分 証 明 書 ・ 在 学 証 明 書 及 び 学 判 等 の 発 行 —
- 外 国 人 留 学 生 —

学生部長

— 厚 生 課 — 授業料減免・分納・延期
日本育英会及び各種奨学生

学生及び卒業生の就職斡旋

学生食堂の運営

学生のレクリエーション

教員及び学生の身体検査

学内の伝染病予防対策

健 康 相 談

その他の医局

保健体育委員会事務

その他学生の福利厚生

学生課の取扱事項について

一 身上の異動

入学に際して届出した身上事項について異動のあるときはすみやかに学生課に届出る。

一 身分証明書

学生は入学と同時に身分証明書の交付を受け、毎年学年始にこれを更新する。已むを得ぬ事情によつてこれを破損又は紛失した場合は別項記載による書式によつて再交付願

を学生部長宛に提出して五日後に交付される。

一 通学証明書その他の証明書
通学証明書、在学証明書、都電定期券購入申込用紙、その他の証明書を必要とする場合、身分証明書を学生課に提出する。

午前に提出したものは午後、午後提出したものは翌日交付される。
学生旅客運賃割引証を請求の場合は、所定の請求用紙に必要事項を記入、担任教官捺印の上学生課に提出、交付されるのは前記証明書と同じである。
但し、各期休業前の場合は級毎にまとめて請求し二日後に交付される。

一 他の大学へ転学希望について
1、本学学生であって他の大学へ編入学を希望するものは学科主任、学部長の承認の上、学長の受験許可証を受けて、在籍のまま受験することが出来る。

2、医科大学へ進学の場合も上に準ずる。

3、他の大学の一学年に入学希望あるものは退学の上受験することを原則とする。
註、正規の手続を経ないで他の大学を受験したものは退学させることがある。

一、授業料について
授業料は年二回（四月・十月）に納入する規定になつてゐることは学則第三四条に明らかであるが、経済事情のため分納又は延期を希望する者には、その措置が講じられている。又特に困難な経済事情の者に対しては、免除・減額されることもある。これらの措置の適用を受けるには、次の手続を取り許可を得なければならない。

分納・延期に関しては納入期間内に所定の様式によつて、分納・延期願書に家庭調書を添えて学生課を経て学長に願出なければならない。
授業料免除及び減額の願出については、九月及び二月頃に掲示するから、それによつて出願の手続をとらねたい。
(何れも用紙は学生課にあり)

お茶の水女子大学授業料減免内規

第一条 学業優秀なる学生であつて眞に口むを得ない事情で学資の支弁が困難であると認められる者に対して授業料を減免することが出来る

第二条 前条の該当者であつて減免を受けようとする者は左記の書類を学長に提出するものとする

(イ) 減免願書

(ロ) 家庭調書の家族、家業、家計につき詳細に記載したもの

(ハ) 学資の支弁が困難であると認定するに足りる(特別区)町村長の証明書(本人又は本人扶養する者の居住地)

第三条 出願期間は三月廿日から四月廿日迄及び九月一日から九月卅日迄とする風水害等特別緊急の事情による授業料の減免願出はこの限りでない

第四条 授業料の減免は年度二期に分け当該期間を限度として許可する減免の継続を希望する者は次期間の始めに第二条の手続を更新するものとする

第五条 減免の種類は、全額免除および半額免除とする。
 第六条 授業料の減免は、補導委員の選考を経て学長が決定する。
 第七条 新入学生は、特別の事情ある場合の他減免の許可をしない。
 第八条 授業料の減免を許可し得る範囲は、授業料歳入予定額の5%に相当する金額とする。
 第九条 授業料の減免を許可された者で、許可決定後減免理由が消滅した場合は許可を取り消すものとする。

日本育英会の奨学金制度について（概況）

一、日本育英会の性格

日本育英会は、優秀な学徒であつて、経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与その他育英上必要な業務を行つて国家有用の人材を育成することを目的とする日本育英会法にもとづく特殊法人である。

日本育英会は、すべて昭和十九年二月十六日制定された日本育英会法（法律第三〇号）およびこれに基く日本育英会規程によって運営されているもので次のような性格を持っている。

- 1 教育の機会均等の精神を基とし、奨学生の採用については、国公私立、昼夜間、男女等による差別はない。
- 2 貸与されている奨学金の財源は、主として国民の負担する税金によつていて、因

に、昭和三十一年度日本育英会の予算は四十四億一千六百万円である。（但し、返還金を含む。）

- 3 卒業奨学生からの毎年の返還金は、翌年の事業費に繰入れられる。したがつて、現在奨学生が貸与されている奨学金には、先輩からの返還が含まれている。返還金は、育英会の生命を保つために絶対に必要である。

二、奨学生の資格

- 1 日本育英会から学費の貸与を受けることのできる者は、日本国民であつて、学校教育法による高等学校（別科、専攻科を除く。但し、盲、ろう学校専攻科を含む。）大学（別科を除く）および大学院に在学する学徒である。
- 2 日本育英会から学資の貸与を受ける学徒（奨学生）は、品行方正、学術優秀、身体強健で、且つ、家庭の事情等から学資の支弁が困難と認められる者で、学校長の推薦されたものから選ばれる。

三、奨学生の種類と貸与月額

奨学生の種類	貸与（月額）	貸与期間	正規の最短修学期間
高等学校奨学生	イ 二、〇〇〇円	七〇〇円	二年
大学一般奨学生	ロ 三、〇〇〇円	二年	二年
教育奨学生	二、〇〇〇円	二年次修了までの期間	二年
通信教育奨学生	一面接期間だけ	六、五〇〇円	二年

大学院奨学生

一種 一六、〇〇〇円
二種 二〇、〇〇〇円

修士課程二年博士課程
三年

インターナン

二、一〇〇円

医学実地修練学生
一年

(備考) (1) 「ロ」の金額は、前年度に「イ」の金額の貸与を受けている継続者の中から特に必要と認めたものに対して貸与する。

(2) 二種は博士課程のある大学院に限られる。

(3) 原級にとどまつたとき又は卒業期間を延長したときは、貸与を停止されることを原則とする。

(4) 成績の状況により期間を短縮されることがある。

四、奨学生願出の手続

- 1 奨学生を希望するには、現在在学する学校の学長に願書を提出し、推薦を受けなければならない。従って、本人から願書を、直接日本育英会に提出しても受理されない。すなわち、学校的奨学事務所掌部局（学生部厚生課）から所定の奨学生願書用紙の交付を受け、本人と連帯保証人とが、必要事項をありのままになるべく詳しく記入し、学校に提出する。
- 2 学校長が、在学生から奨学生願書の提出を受け、これを推薦すべきものと認めたときは、奨学生推薦調書に必要事項を記入し、日本育英会に提出する。

- 3 願出書類は、年次又は奨学生の種類によって提出の時期が違うから注意を要する。このことについては、その都度学生部厚生課前の掲示板に公示する。
 - 4 奨学生願書を提出させる場合、市町村民税課税証明書等の推薦者を選考する場合の参考資料を添付させる場合がある。
- (注) 日本育英会の奨学金制度の外に、現在本大学に關係のある地方の奨学機関は左の通りである。

大阪府育英会

宮崎県教育委員会

山口県奨学会

富山県教育委員会

富山県婦人児童課（福祉資金）

郵政弘済会

宮崎県日南市育英会

千葉県柏市育英会

東京都大田区奨学資金

これらの奨学機関における制度の内容は、大体日本育英会のそれに準じているようである。事務は、すべて学生部厚生課で取扱う。

お茶の水女子大学学生部学資金貸付制度内規

一、申込資格

本学の学生であつて、授業料の納入その他個人的生活上緊急に経済的援助を必要とするものに限る。

二、申込手続

学資金の貸与を受けようとする学生は、所定の申込書に所要事項を記入し、補導委員の承認を得てから申込むものとする。

三、貸付金額

授業料および寄宿料納入に関するものは、その納入額を限度とする。その他の場合は申込学生の希望や、当面の事情等を参酌して、貸付金額をきめる。この場合は一回に千円を限度とする。

四、返済期間

貸付の日から返済の日までの期間は一ヶ月以内とする。返済期限までに返済できないいづれの場合も返済後でなければ次回の貸付は行わない。

五、申込および返済場所

申込および返済に関する事務は学生部厚生課で行う。但し、現金の受払は会計課出納係において取扱う。

六、申込手続

申込手続を完了した日に現金を貸付けることを原則とする。

七、貸付日時

毎日午前十時から午後四時まで（但し土曜日は午前中）

八、緊急措置

特別な事情で右の規定によらないで貸付を受ける必要のある学生は、学生部長に申し出で、緊急の貸付を受けることができる。

九、貸付審議機関

学資金貸付に関する主要事項については、本学学生委員会において審議するものとする。

お茶の水女子大学学寮規程

(昭和卅年四月一日改正)

第一章 総則

第一条 本学学寮は、つぎの二寮から成る。

名 称 所 在 地

大山寮 東京都板橋区板橋町九の一、六〇二番地

老松寮 東京都文京区高田老松町一七番地

第二条 本学学寮には本学学生中、東京都内に適当な住居を有しない者を希望により入寮させる。

第三条 学寮の運営は、寮生の総意に基き、自治によりこれを行う。学寮自治会規約は、別にこれを定める。

第四条 学寮自治の向上発展に資するため、寮務委員会を設ける。寮務委員会に関する規程は別にこれを定める。

第五条 学寮に関する事務は、本学学生部厚生課においてこれを行う。学寮自治会規約は、

第六条 寮生は、本規程および学寮自治会規約を守り規律正しい集団生活を営み、自治に伴う責任を自覚し、自治能力の向上発展に努める。

第二章 入退寮

第七条 入寮希望者は、別紙書式による入寮願に家庭調査書を添え、保証人の連署を得て、学寮協議会に提出し、学長の許可を受けるものとする。

第八条 保証人および代理保証人は、寮生本人に關する本学からの連絡および相談に応ずるものとする。

第九条 卒業者は、卒業した年の三月末日までに退寮するものとする。

第十条 本規程または学寮自治会規約に違反し、あるいは、他の寮生の生活をみだす寮生に対し、学長は、学寮協議会の議を経て退寮を命ずることがある。

第十一條 退寮を希望する者は、保証人の連署を得て、退寮届を学寮協議会に提出するものとする。

第三章 学寮協議会

第十二条 寮務委員会と学寮自治会との連絡を円滑にするため学寮協議会を設ける。

第十三条 学寮協議会はつぎのものをもつてこれを構成する。

大山寮自治会正副委員長および同寮自治会委員五名（各棟から一名あて）老松寮自治会正副委員長

寮務委員

第十四条 寮務委員長は、学寮協議会を召集しその議長となる。委員長事故あるときは副委員長これに代る。

第十五条 学寮協議会は、定例月一回これを開く。但し、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

第十六条 審務委員長は、審務委員の四名または学寮自治会代表の五名が要請した場合は学寮協議会を召集しなければならない。

第十七条 学寮協議会は必要に応じその構成員以外の本学職員または学寮運営委員の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第十八条 学寮協議会は、審務委員および学寮自治会代表のそれぞれ過半数の出席により成立する。

第十九条 学寮協議会はつぎの諸事項を協議する。

- 一、学生の入寮および退寮に関する事項。
- 二、学寮自治委員会の議決事項。
- 三、学寮生活の福祉増進および規律保持に関する事項。
- 四、学寮関係の苦情処理に関する事項。
- 五、学寮職員の任命および解任に関する事項。
- 六、本規程の改正案に関する事項。
- 七、学寮自治規約の改正案に関する事項。
- 八、その他学寮生活に関する事項。

第二十条 学寮自治会委員長または自治会委員は、随時審務委員長または学生部長に対し学寮自治生活に関する報告しなければならない。

第二十一条 学寮協議会の協議がまとまらない場合は、本学評議会に諮ることができる。

第二十二条 学寮協議会に幹事をおき、厚生課長がこれに当る、幹事は学寮協議会に関する

事務を処理する。

第四章 学寮職員

第廿三条 本学学寮に審務主任をおく。審務主任は当該学寮内に常住し、建物、施設、備品および火氣を管理する責に任じ、保健衛生等厚生施設に関する事務をつかさどる。

第廿四条 審務主任の外に審務を処理する職員若干名をおく。

第五章 審内宿泊および外泊

第廿五条 つぎの各号に掲げる者で寮内に宿泊を希望する者に対しては学寮自治会委員長は、宿泊を許可することができる。但し四号および五号にかかる者については、学寮協議会の議を経るものとする。

一、寮生の保証人、家族および友人。但し、女性に限る。

二、桜蔭会員。

三、寮生以外の本学学生。

四、講習会等のため上京した婦人団体。

五、本学受験のため上京した者。

第廿六条 前条の宿泊者は、学寮自治会規約を守るものとする。

第廿七条 第廿五条に規定する宿泊者は、学寮運営委員会会計部に所定の宿泊料を支払うものとする。

第廿八条 寄生が外泊しようとする場合は、学寮自治会規約に従うものとする。

第六章 会 計

第廿九条 寄生は、所定の寄宿料を本学会計課に納入するものとする。

第三十条 学寮諸経費の滞納が長期にわたる寄生に対し学長は、学寮協議会の議を経て退寮を命ずることができる。

第卅一条 学寮の設備、備品等を破損した寄生は実費を弁償するものとする。

第七章 集会および掲示

第卅二条 学寮内における集会および掲示は、学寮自治委員会規約に従うものとする。

第八章 災 害 予 防

第卅三条 学寮自治会は、寮務主任と協力して火災その他の災害予防に関する具体的計画をたて、万一火災その他災害が発生した場合は寮務主任指揮の下に寮生全員協力して消防その他の具体的措置をとるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和卅年四月一日からこれを施行する。
- 2 臨時に設けられた他の学寮については別段の定めがない限りこの規程を準用する。

(参考) 学 則 (抄)

第一条 本学は広く知識を授け、深く専門の技術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、以て社会の諸分野における有用にして、教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与するを目的とする。

第二十五条 寄宿料は年額一、二〇〇円とし二期に分ち授業料と共に六〇〇円を納めなければならない。

第二十七条 一度納めた検定料入学料授業料及び寄宿料はどのような場合でもこれを返さない。

第五十条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学および生活の指導に資する。寄宿舎に関する規程を別にこれを定める。

お茶の水女子大学学生食堂について

学生並びに教職員の厚生施設の一として、構内に大学直営の食堂を経営し、左記のとおり給食業務を行い、市価よりも低廉な價格で需要に応じている。

一、食堂の営業時間
午前八時から午後六時までとする。但し、日曜日及び休日は休業とする。
記

二、取扱品目
主食、惣菜、うどん類、丼類、ランチ、パン、牛乳、簡単な飲物
三、その他
価格は材料の時価により年中必ずしも一定しないが、市価よりは一割乃至二割程度は安い。

お茶の水女子大学食堂運営委員会規程

第一条 本学食堂の施設並びに事業を円滑に管理運営するためには委員会をおく。

第二条 委員会は、次の委員をもつて組織する。

- 一、学生部長
- 二、学生委員代表 教官一名
- 三、寮務委員代表 教官一名
- 四、調理学関係 教官一名
- 五、附属学校代表 教官一名
- 六、事務局長
- 七、事務局会計課長
- 八、学生部学生課長
- 九、学生部厚生課長
- 十、職員代表 一名

十一、学生代表 三名

第三条 委員長は学生部長をもつてこれにあてる。

2、委員長は委員会を召集し、その議長となる。

3、委員長に事故のあるときは委員長が指名した委員が議長の職務を代理する。

第四条 委員の任期は第二条二、三、四、五、及び十号によるものは一ヶ年とし、同条第

十一号にあるものは六ヶ月とする。但し、重任をさまたげない。

2、学生部長、事務局長、事務局会計課長、学生部学生課長、及び同部厚生課長はその

職にある間とする。

第五条 委員長は必要がある場合は、委員以外のものを列席させ意見をきくことができる。

第六条 委員会は左の事項を審議し、その運営に当る。

イ、食堂の経営並に施設に関する事項。

ロ、給食業務の管理に関する事項。

ハ、販売品目及び価格に関する事項。

ニ、食堂の保健衛生に関する事項。

ホ、学長の指示ありたる事項。

ヘ、その他必要な事項。

第七条 委員会の事務は学生部厚生課で取扱う。

1、この規程は、昭和三十一年十二月二十四日より施行する。

附則

医局規程

一一二

- 番第一条 学則第五十九条による医局規程を左の通り定める。
- 第二条 職員、学生及び生徒の保健に資するため、本学に医局を設ける。
- 第三条 医局に学校医、保健婦及び事務員をおく。
- 第四条 学校医は上司の命をうけて職員、学生及び生徒の身体検査並びに各種予防接種等を行う外、毎週次の日時に診療に従事する。

金曜日 午后二時～午后四時

- 第五条 保健婦は、学校医を助け診療並びに事務に従事する。

- 第六条 事務員は、医局に關する事務を處理する。

- 第七条 診療費は、原則として無料とする。

但し注射薬 高貴薬は実費を支弁させるものとする。

付 則

この規程は昭和二十八年三月十日からこれを施行する。

医局案内

一、診察（校医）内科・外科一般

月曜・金曜午後二時から四時まで

- 二、測定
身長・体重・胸囲・座高
血圧の測定
- 三、検査
尿の検査
体温の検査
血沈の測定
- 四、注射
感冒の場合
疼痛の激しい時
過労の場合
急を要する場合
- 五、洗眼
1 急性・結膜炎の場合
2 異物混入の場合
六、授薬
1 (液は持參のこと、但し、緊急の場合はこの限りにあらず)
2 (最高二日分位)
3 風邪・解熱剤

7
6
5
4
3
2整
鎮
下
催
眠
咳
痛
腸
剤
剤
剤
剤
剤

(ベット三床準備)

(但し、緊急の場合に限る。)
(寮・教室の消毒の場合に限る。)(提出年月日)
(提出年月日)
(提出年月日)

(学外団体との関係)

- 七、保健・衛生相談
 八、生理帯の貸与
 九、噴霧器の貸与
 十、診断書・身体検査書の作製
 十一、その他救急の処置
 十二、医局を利用する時間
 午前：九時半から十二時まで
 午後：一時から四時半まで
 但し、急患はこの限りにあらず。

十一、諸願・諸届書式

一、団体設立願（学生課提出）

顧問教官		学生部長		団体設立願		届出者	
会員数（学部別）	昭和年月日	科学年部	科学年部	名 称	届出年月日	研究及事業	取扱者印
会員数（学部別）	昭和年月日	科学年部	科学年部	責任代表者	届出年月日	科学年部	印
会員数（学部別）	昭和年月日	印	印	印	印	印	印
						学外団体との関係	

- 一、学外団体の支部設置を願とし、この場合はその学外団体に関する資料を添える
 二、本届は別に本会の規約、組織、会員名簿と各一部添付のこと
 一、規約、組織、会員に変更、異同のあつた場合はその都度届出すること

二、集会願(学生課提出)

項目	備考 金銭收支 その他事項	目的 種類	集会願			願出年月日 昭和年月日	部科学年 科 学 年	代表者氏名 印
			人員	月	時			

三、休学願(学生課提出)

休学願				
記	記			
学部	学科			
氏名	専攻			
年度生	昭和			
年	月	日	から	月間

左記の通り休学いたしたいので保証人連署の上お願いします。

一、期間 昭和 年 月 日 まで 月間

一、理由 (病氣の場合は医師の診断書を添附、その他の場合は出来
るだけ具体的に)

昭和 年 月 日

本人氏名
保証人住所
氏名

お茶の水女子大学長

四、退学願（学生課提出）

一一八

退 学 須

学部 学科 専攻 昭和 年度生

氏名

左記の理由で退学いたしたいので保証人連署の上お願ひします。

記

一、理 由 （病気の場合は医師の診断書を添附その他の場合は出来るだけ具体的に）

昭 和 年 月 日

本人住所
氏名

保証人住所
氏名

お茶の水女子大学長 殿

印 印

五、復学・就学願（学生課提出）

就復 学学 須

学部

学科
氏名

専攻 昭和 年度生

昭 和 年 月 日 退学しましたがその理由が止みましたのでこのたび復学したいので保証人連署の上お願ひします。
(病気で休学した場合は改めて医師の診断書を添附)

昭 和 年 月 日

本人住所
氏名
保証人住所
氏名

印 印

お茶の水女子大学長

殿

六、身分証明書再交附願（学生課提出）

身分証明書再交附願

学部	学科	専攻	昭和	年度生
氏名			年	月 日生

左記の通り身分証明書を破損しましたので再交附をお願いします。

記
一、紛失月日 昭和 年 月 日

（破損の場合に限る）

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長

殿

氏名	現住所
----	-----

印

七、授業料免除願（学生課提出）

授業料免除願

本籍地	現住所
-----	-----

学部

学部	学科	昭和	年度生
氏名		年	月 日生

左の通り授業料の免除を受けたいと思いますので保証人連署の上家庭調書及び市（特別市區）町村長証明書を添えてお願ひいたします。

昭和 年度後期分授業料
昭和 年 月 日 円也

本人氏名	保証人住所
本人との關係	氏名

印

印

お茶の水女子大学長

殿



八、授業料納入延期・分納願（学生課提出）

一一二

授業料納入分延納願	学部	学科	専攻	昭和 年度生
氏名				
昭和 年度	期	授業料を左記の通り納入	延期	させていたゞきたく別
紙調書を相添え保証人連署をもつてお願いいたします。				

記 納入期間 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日 月 日 日まで

お茶の水女子大学長 殿	右学生氏名 保証人氏名
-------------	----------------

印 印

九、改姓届（学生課提出）

改姓届

学部

学科 氏名 専攻 昭和

年度生

左記の通り改姓しましたから戸籍謄本添附の上お届します。

記

一、旧 姓

一、新

一、改姓した理由

昭和

年

月

日

お茶の水女子大学学生部長

殿

本人住所
氏名

印

一一三

十、本籍変更届（学生課提出）

一二四

本籍変更届

学部

学科

専攻

昭和

年度生

氏名

左記の通り本籍を変更しましたので戸籍謄本添附の上お届します。

記

一、新本籍

一、旧本籍

年

月

日

本人現住所
氏名

殿

お茶の水女子大学長

十一、保証人住所変更届（学生課提出）

保証人住所変更届

学部

学科
氏名

専攻

昭和

年度生

(回)

左記の通り保証人の住所を変更しましたのでお届します。

記

保証人住所
新住所

旧住所
昭和 年 月 日

電話()

本人現住所
氏名

(回)

お茶の水大学長

殿

一一五

保証人変更届

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿
学部 学科 専攻 昭和 年度生
氏名

下記の通り保証人を変更致しましたので新旧
保証人連署の上御届致します。

記

- 1 旧保証人氏名 印
- 2 新保証人氏名 印
- 生年月日 年 月 日
- 続柄・職業
- 現住所 電話 ()
- 3 変更した理由

十三、保証人変更届（学生課提出）

十二、住所変更届（学生課提出）

住所変更届 (○本人のみ
○保証人とともに)

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学 殿
学部 学科 年度生
氏名 印
保証人氏名 印

此度下記の通り住所を変更致しましたのでお
届致します。

記

- 1 旧住所
- 2 新住所
乗車 区間
自宅・間借り・下宿・その他 ()
電話 () 番

最寄駅より自宅までの略図

十四、転学許可願（学生課提出）

一一八

学部長 学科主任

転学受験許可願

私今度 大学え転学を希望致しますについては在学のまゝ受験させて頂き度く御許可下さいます様保証人連署をもつてお願い致します。

昭和 年 月 日

殿 氏部名

昭和 年 月 日

年度入学生

㊞

保証人氏名

お茶の水女子大学長

殿

十五、入退寮願（厚生課提出）

学寮協議会 学生部長 厚生課
学生課

() 寮 願

学部 学科 氏名

現住所

次の理由により () 寮いたしたくお願ひ
いたします。

理由

(退寮の場合、新住所を記入のこと)

昭和 年 月 日

本人氏名

保証人氏名

お茶の水女子大学長 殿

通知書

昭和 年 月 日

厚生課長

会計課長 殿

上記の者について () 寮いたしました
のでお通知いたします。

十六、転科願（学部事務室提出）

1110

転科願
学部 学科 専攻 昭和 年入学
氏名

このたび 学部 学科 専攻に転科いたしたいと思
ますが、お許しくださるようお願いします。

昭和 年 月 日

右 氏 名

(印)

お茶の水女子大学長

殿

十七、履修カード

甲(教育○)

乙(事務用)

科目名	教官名	専門自教体必選聽修前講	単位整理番号※	専門自教体必選聽修後講	単位整理番号※
年度入学	学部	学科	専攻	年度入学	学部
(氏名)				(氏名)	
(ローマ字名)				(ローマ字名)	

履修科目取消願

甲(教官用)

科目名			
教官名			
一専関自教体	必選聽	単位	年度
般攻連由職育	修択講	前	後
年度入学	学部	学科	専攻
(氏名)			
(ローマ字名)			

履修科目取消願

乙(事務用)

科目名			
教官名			
一専関自教体	必選聽	単位	年度
般攻連由職育	修択講	前	後
年度入学	学部	学科	専攻
(氏名)			
(ローマ字名)			

一三三

追試験願 年月日

科目	必	一専関自教
	選	般攻連由職
教官名	(印)	
学部	学科	氏名
前 年度	期	試験期日
後		昭和 年 月 日

追試験願 年月日

科目	必	一専関自教
	選	般攻連由職
教官名	(印)	
学部	学科	氏名
前 年度	期	試験期日
後		昭和 年 月 日

一三二

十二、教官名簿

(順序不同 * 非常勤講師)

一三四

文 學 科 (國文學・國語學専攻)	助 教 ※講 師 授任	講 助 教 同 教 授	地 理 學 科	講 助 教 同 教 授	講 助 教 同 教 授	地理 學 科
福 井 英 一 郎	吉 川 虎 重 一 郎	浅 海 登 信 志	赤 本 重 雄 之 勇	能 木 信 雄 健 雄	松 井 英 雄 健 德	飯 瀬 勝 三 勝
中野区高根町五 文京区茗荷谷町四七 中野区橋場町五五 豊島区千川町一の一七 中野区本町通り六の一〇 新宿区戸塚町四	中野区駒込浅嘉町七〇 (38) 八〇一〇	世田谷区上北沢三の一二二八(32) 七四八二 茅崎市荻園二三三四 練馬区上石井一の二八四 渋谷区原宿町三の三三四 東郷台住宅RA一	杉村和市中 瀬田古村 興久宙英 勇雄徳三勝 世田谷区上馬町二の一 世田谷区砧町一四一の一六 世田谷区三軒茶屋一九二	杉尾中 木鍋村 志輝一 津子彦良	金古沢藤 子田柳井川 武紹大義富士 五藏欽郎夫子 長治	勝藤 部田 眞健 田健 治

文 學 科 史 學 科	哲 學 科	哲 學 科	文 學 科 學 部	哲 學 科 學 部	哲 學 科 學 部	哲 學 科 學 部
道 中野区桃園町三八(38) 二三四九	道 中野区赤堤町二の四六五 杉並区狹窪一の四五 杉並区東荻町四三 鎌倉市山の内四七五 杉並区高円寺三の二三一	道 中野区西大久保四の一七〇WA六九 世田谷区赤堤町二の四六五 世田谷区砧町一四一の一六 世田谷区三軒茶屋一九二	杉並区荻窪一の二八 目黒区上目黒七丁目RQ四四号 世田谷区砧町一四一の一六 世田谷区三軒茶屋一九二	杉並区荻窪一の二八 新宿区西大久保四の一七〇WA六九 (35) 二六六四	杉並区荻窪一の二八 新宿区西大久保四の一七〇WA六九 神明莊 世田谷区赤堤町二の四六五 世田谷区砧町一四一の一六 世田谷区三軒茶屋一九二	杉並区荻窪一の二八 新宿区西大久保四の一七〇WA六九 神明莊 世田谷区赤堤町二の四六五 世田谷区砧町一四一の一六 世田谷区三軒茶屋一九二

助教
同授
（教育學專攻）
（英語學專攻）
津松黎小中頬網水長東斎松関江井次
谷林山藤根山本田
野川惟祐明清慶恒農真
芳嘉信時
雄一波明子勤次
新宿区下落合四の一五八四
目黒区上目黒四の二二五三
文京区駒込林町一九六
中野区城山町二七
世田谷区祖師ヶ谷二の一四二
松本市驥ヶ崎 県営アパート二八
渋谷区幡ヶ谷本町二の三二九
足立区千住橋戸町千住橋戸住宅RB二一
中野区鷺の宮一の三八
新宿区下落合四の一五八四
（95）二五一八

助教
同授
（教育學專攻）
（英語學專攻）
坂武周波石多
本田野野川郷
越一豊完
郎郎三博治謙
吉中木西伊木滝
ヨン・ガス・コインルス篠村一知研敏
ミルス光子み郎勢三雄
目黒区上目黒七丁目RA四三
豊島区巣鴨六の二六
文京区大塚窪町五
文京区大塚仲町三六
文京区大塚町五六
豊島区牛込余丁町四五
横須賀市桜山二〇一九
文京区成城町二八二
文京区大塚町五六
（94）一三四九
（94）八七〇八
（35）五八三三
（94）一三八八
（94）一六五〇
（94）一六五〇
（94）一三四九
（94）二五一七
（94）二七二八
（94）五六九三

大田区馬込東町二の九九三 (06) 八七三七

板橋区上板橋町三の五九八八
並区松ノ木町 国設宿舎CK二二

杉並区馬橋二の二四四

文京区丸山町三一の二四六

渋谷区松涛町七四

杉並区和泉町七三七

文京区大塚坂下町一〇〇

練馬区南町二の三七二八 (94) 四九六〇

文京区大塚坂下町四一 世田谷区祖師ガ谷二の一〇三六

横浜市鶴見区矢向町五八二

文京区小日向水道町八七 W A八

新宿区下落合四の一七〇三

中野区江古田一の一三四

講兼 講助 教 (体育学專攻)
 同同教同同同同教
 師任 師授 授
 平井林石渡戸森 古岡林古 大小宮岩吉
 野上山辺倉 江橋口田崎 田
 川田友 梶富忠丈喜
 絨文平俊ハ次 貴
 二郎 武巖作男ル郎 原温春子 子彦夫一昇
 文京区大塚伸町四一

※※※※助教 (音楽教育学專攻)
 文教育同同同同同同教
 講授共通 師授授授 師
 山井牧安井 吉須土真小遠柴守蘭 宮織本

本上藤川永田 泉見田田田 畑田間
 上野上篠
 謙良英義貞 三豊南貞誠 虎幹茂
 枝
 吾忠巽雄茂 士雄夫将子子雄勝一 彦雄雄

渋谷区代々木西原町九九九
 渋谷区神山町四三
 世田谷区深沢町一の二九 公務員宿舎W.B.
 世田谷区上北沢一の三二二 (32) 三五四二
 大田区新井宿一の二二九六 (06) ○四八三〇
 豊島区目白町二の一五八六 (97) 六七一
 世田谷区北沢町二の一八四 石黒方
 練馬区南町三の五九三九九六 (99) 二〇二七
 世田谷区祖師ガ谷二の一一二九
 藤沢市鶴沼六七一一
 文京区竹早町六九
 新宿区信濃町一一
 中野区桃園町三〇
 練馬区向山町一六〇五
 市川市八幡三の三三九一
 神奈川県葉山町長柄三五〇
 練馬区立野町二一〇三
 中野区桃園町三〇

人

助 教 学 科 学 部
理 学 部

工立伊亀丸稻 長

藤花闕谷山葉 下

弘俊兼俊儀栄 澱

吉一郎司郎次 恒

千葉県千葉郡幕張町馬加一七一

大田弘雪が谷九二〇雪ガ谷宿舎RB二一

新宿区西大久保四の一七〇 WB一三

中野区向台町三五 公務員住宅RA一三

板橋区上板橋一の八三 西村方

世田谷区深沢町一の二九 公務員宿舎WA三

助 教 学 科 学 部
理 学 部

阿坂下 弥岩林松

永 阪 村田

昌 輝

吉聯侃久

世田谷区玉川上野毛一 松野方

目黒区自由丘一一〇

練馬区中村町二の一四

文京区大塚坂下町一一四

中野区鷺の宮三の一七

世田谷区野沢町二の一二九

文京区大塚坂下町八三

文京区水道町五九

杉並区宿町二七一

化 教 学 科 学 部
理 学 部

林 佃石本大橋小石

田庄野爪川黒

五五鑑夏静英

吉郎郎子樹子一

横須賀市逗子町一〇六二

世田谷区世田谷一の八八三

杉並区井荻二の一五

世田谷区世田谷一の八八三

大田区雪ヶ谷九二〇 公務員宿舎RE三二

北区稻付町四の九七

港区麻布笄町一七六の四

化 教 学 科 学 部
理 学 部

阿吉立

武田花

喜武太

吉郎郎子樹子一

新宿区西大久保四の一七〇 国営住宅WO一

三 (95) 三四九一

文京区丸山町六

文京区原町七八

文京区大塚塙町五

女子アパート

(94) 一六五〇

助 教 学 科 学 部
理 学 部

成塩玉中

田田虫西

耕三怜正

千

造夫太城

喜武太

吉郎郎子樹子一

杉並区高円寺六の六六九

豊島区長崎一の三六

杉並区天沼二の三六七

千葉市小仲台町八二四

小仲台南住宅二〇号

の一

助教兼教 児童
同同同教 同 学科
授 授任授 部

※講 (共
家政学
通) 生物
學科 講
授 師授
部

名譽同
生物學
授 師

水平津松及牛内 長 大岡 保門井塚

原井 守 村川 島田 稲 倉 井司上 本

泰信 康ふ 義安 垣 興 コ正隆

助義真平み 友久 長 司徹 ノ三吉晃

杉並区高田寺四の五五四
新宿区西落合の一九〇

渋谷区白金今里町一二二
新宿区芝白金町三八

渋谷区鷺谷町三八
新宿区丸山町三一

文京区北田中町一二四八
文京区駒込千駄木町一七二

千代田区富士見町二の六
文京区駒込東片町一四八

練馬区谷原町二の二四六九
江戸川区小岩町六の八七二

豊島区要町一の六
中野区本町通三の二

文京区水道端町二の六三
武藏野市関前四二〇

世田谷区太子堂四〇〇
世田谷区成城町三七七

世田谷区世田谷五の二六三六
菅沼方

横浜市港北区篠原町一九三〇
(99) 八九二四

久 黒祖児小
田 父島寺
又 チ邦

三 寛夫明
カ

一四二
世田谷区大原町一二〇〇九
杉並区八成町一三

世田谷区玉川尾山町九四
豊島区駒込五の九七〇

助教 (植物
同授 同攻)
教 (動物
同授 同攻)
助教 (名譽
同授 教授)
助教 (生物
同授 師)

太津大 北丘細坂荒柳 久 黒祖児小
田 槻 沢 井 木田 米 田 父島寺

山 次 虎 右 宏 忠為 又 チ邦

郎尙男 三通彦子雄正 三 寛夫明

世田谷区太子堂四〇〇 公務員住宅 W.D.四
世田谷区成城町三七七 (41) 四一三六

世田谷区世田谷五の二六三六 (41) 八一二六

世田谷区要町一の六 菅沼方

中野区本町通三の二 公務員宿舎 R.A.四一

文京区水道端町二の六三

文京区駒込東片町一四八

武藏野市関前四二〇

練馬区谷原町二の二四六九 (42) 四一三六

江戸川区小岩町六の八七二

豊島区要町一の六

中野区本町通三の二

文京区水道端町二の六三

武藏野市関前四二〇

世田谷区太子堂四〇〇 公務員住宅 W.D.四

世田谷区成城町三七七 (41) 四一三六

一般教育（重複している教官は省く）
※講師授
（家政通学部）
教員（其の教科）
講師授任

森松 菅山石成松眞石柳林加松
田平 原辺田岡島沢藤川
茂友 教知ハ修正澄雅哲
介子 造行ル順吉市彰子子夫哉

北区豈淵町一の四五三 日東染料 住宅三の
一一 世田谷区砧町五九の六
新宿区若松町一〇二 吉武方
世田谷区上北沢三の八七七 松橋方
世田谷区世田谷二の一三四八
北区西ヶ原一〇五
板橋区上板橋町七の四四一三
豊島区自白町三の三六一五
板橋区常盤台一の一五 (97) 一三七三
埼玉県北足立郡蕨町三一二六
渋谷区代々木山谷町一二五
文京区大塚塙町五 女子アパート
杉並区久我山一の三〇二 (94) 一六五〇

被服助教
（食物講學科）
教學科
授

矢桜由藤松辻吉福山松稻木
丹跡武辻斎
井井巻本村松場元垣原西
羽見藤村藤
芳テ正憲み藤博文長芳
直一静泰文
人イ生次よ子保貞子典郎
久子子男雄

渋谷区代々木山谷町二〇八
大田区新井宿一の二三七二 (06) 〇七五二
港区芝三田豊岡町八 三田アパート
新宿区下落合四の一六〇五 伊藤方
文京区大塚仲町三六 (94) 〇二九三
杉並区下井草五八
浦和市常盤町九の一二七
北区西ヶ原町二九五
江戸川区小岩町七の三〇九
新宿区矢来町七九
渋谷区代々木山谷町二〇八
大田区久ガ原町九四一
豊川町一八
新宿区諏訪町五二 (36) 一三〇二
武藏野市場一
港区赤坂高樹町一六の五
大田区久ガ原町九四一
文京区高田豊川町一八
新宿区諏訪町五二 (36) 一三〇二
一四四

(97) 九八三三

※講師教職科目
講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人講師同人
外國語
小石泉大潮町
見田俊甲
田内一
田野一
田靖英
横志志
志清猛政
志明正郎
志杉並区天沼三の五八一
市川市平田町二の二一〇
豊島区雑司谷五の七五三
新宿区百人町三の三八五
文京区駒込千駄木町四三
杉並区馬橋三の三六七
世田谷区新町三ノ四九四
南多摩郡町田町原町田八の二一二
練馬区下石神井二の一四四六
港区麻布仲町九 (48) 六七五一
ミルス・アンドレ・ミッセル 文京区大塚町五六 (94) 一三四九
永田義夫 荒川区日暮里町三の一九六

教職科
講習会
※同人

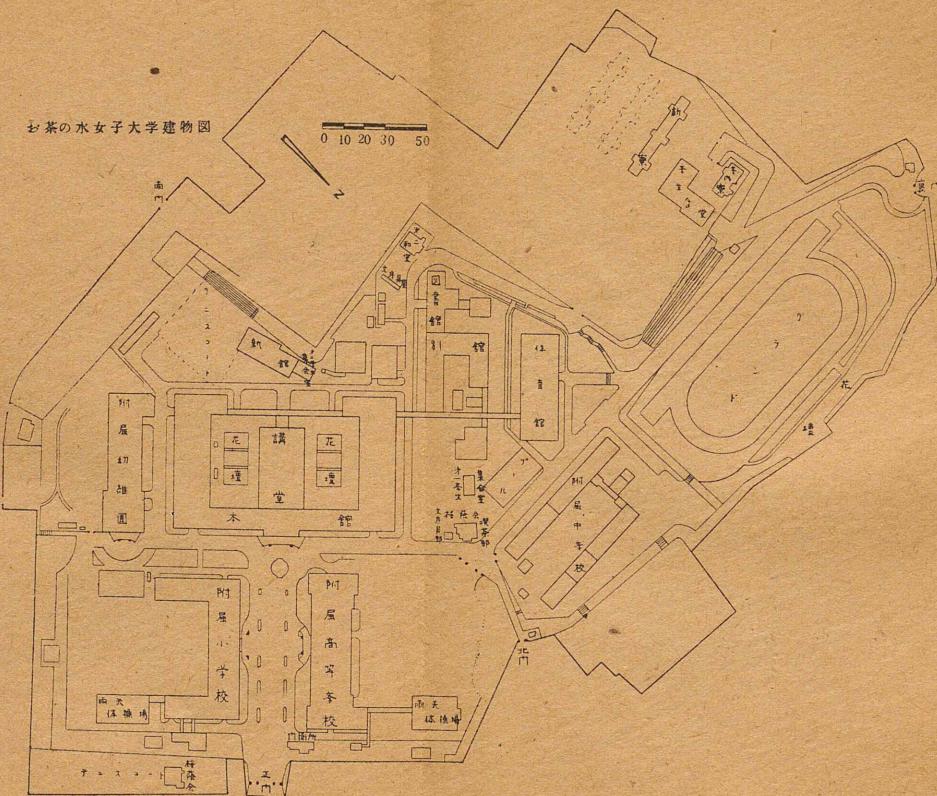
永田義夫

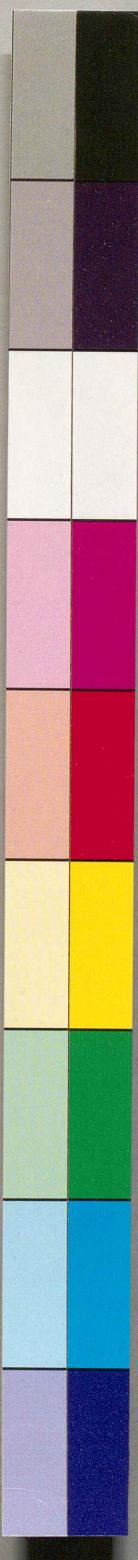
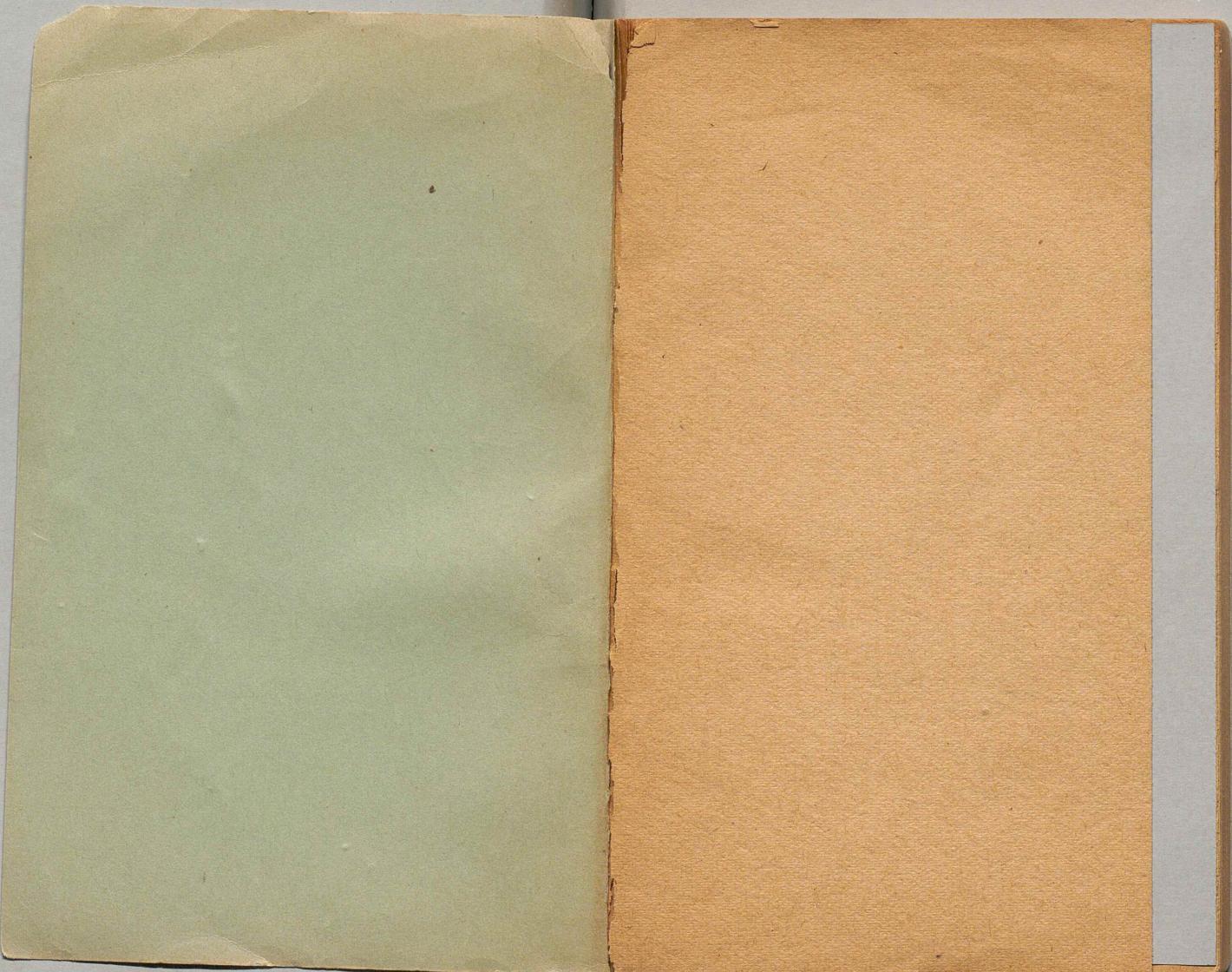
荒川区日暮里町三の一九六

(48) 六七五一
港区麻布仲町九
文京区大塚町五六
(94) 一三四九

お茶の水女子大学建物図

0 10 20 30 50





お茶の水女子大学



0-1301-004112-0

2